今月の窓

三位一体の財政構造改革

日本の財政システムは複雑で，不透明で分かりにくい。分かりにくさの一因は，一般会計を中心とする国家財政と財政投融資と地方財政がそれぞれに絡み合い，一体となったトライアングル構造を構築しているところにある。

地方財政は地方交付税（国が地方に交付する使途制限のない一般財源），国庫支出金（国が使途を指定して地方に交付する補助金等）など国家財政に依存している割合が高く（歳入の約３～４割），また，歳入の１割強を占める地方債はその約６割が財政投融資計画，公営企業金融公庫などの政府資金で引き受けられている。

このような中央に財源や資金が集められ地方に配分される中央集権型財政システムは，地方の財政力格差を調整し，全国規模で行政サービスレベルを一定水準まで引き上げるという，いわゆるナショナル・ミニマムの追求には大きな役割を果たした。しかし一方で，地方自治体の国家資金依存体質を強め，地方自治の拡充を阻む要因ともなった。

日本財政のトライアングル構造を底辺で支えているのは財政投融資であり，バブル崩壊後一般会計の伸びはほぼ横ばいに転じている一方，財政投融資の拡大スピードは速まり，現在は400兆円を超える規模になっている。財政投融資の審査は財務省理財局が行っているが，財政投融資対象機関の所管官庁は多岐にわたり，利害関係機関も増大し，戦後50年以上にわたる経済運営のなかで既得権化が進んできた。

しかし，戦後の経済成長を支えてきた財政のトライアングル構造は今後維持することが困難な局面を迎えている。国・地方の財政は危機的なレベルまで悪化し，財政投融資は調達・運用両面で非効率化・肥大化が進行し，構造的・抜本的な変革が必要とされている。

現在政府が取り組んでいる改革のひとつが財政投融資改革であり，2001年度から郵貯等の全額自主運用，財投債・財投機関債の発行などが予定されている。これらの改革は民間資金の有効活用，市場の評価にさらすことによる財投対象機関の経営の健全化・透明性の向上期待などプラス面もあるが，財政システムの抜本的な改革とはほど遠い。また，地方債についても2000年４月の地方財政法等の改正により2006年度から許可制から事前協議制に変更され，発行および発行条件についても地方公共団体の自主性が増すように改善されつつある。

このような改革への取組みは確かに一歩前進ではあるが，財政の根本的な構造改革は国家財政と財政投融資と地方財政を三位一体で進めなければ大きな効果は期待できない。そのためには国と地方自治体が補完すべき領域を見直し，財政配分システムの深層部における資金の流れ，意思決定システムにまで踏み込んだ抜本的な検討が不可欠であると思われる。

（(株)農林中金総合研究所調査第二部長　鈴木利徳・すずきとしのり**）**

農林金融　第54巻　第2号〈通巻660号〉 目　次

今月のテーマ

環境変化に対応する地方公共団体の取組み

今月の窓　㈱農林中金総合研究所調査第二部長　鈴木利徳

資金の調達・運用をめぐる環境変化とそれへの対応

変革期を迎える地方公共団体の金融活動
鈴木　博 —— 2

国及び地方自治体におけるバランスシート作成の動向と今後

バランスシート作成と財政再建
丹羽由夏 —— 28

談話室　セーフガードとそれにかかわる期待
東京農業大学国際食料情報学部教授　藤島廣二 —— 26

情勢　地域コミュニティを支える漁協組織
——第19回漁協信用事業アンケート調査結果から——
尾高恵美 —— 38

統計資料 —— 44

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

変革期を迎える地方公共団体の金融活動

―― 資金の調達・運用をめぐる環境変化とそれへの対応 ――

〔要　　旨〕

1．地方公共団体が保管責任を持つ資金（公金）は，その収納と支払については指定金融機関制度を通して行われ，歳計現金や基金は法律によって「確実で効率的な」運用が義務付けられている。大半が金融機関への預金で運用され，指定金融機関を中心に指定代理金融機関などの取引銀行に預け入れられているが，金利入札の実施や大口定期預金やCD，外貨預金などの利用により，効率的に運用する工夫がなされている。

2．地方公共団体の資金調達は，一時借入金と地方債とからなるが，中心は地方債の発行である。地方債は，許可制のもとで，発行額の約６割が公的資金によって引き受けられ，民間等資金（シェア約４割）は，公募債は証券会社を中心に都銀や地銀等による引受けや募集取扱いがなされ，縁故債は指定金融機関（地銀が多い）を中心に取引銀行等に消化されている。郵貯や簡保，生保や地銀の保有が多く，個人の保有は少ない。発行条件は全銘柄一律的な条件が適用され，発行ロットが小さく，流通性が乏しいなどの問題がある。

3．地方分権の推進や金融ビッグバンの進行など地方公共団体の資金調達・運用を取り巻く環境は大きく変化している。地方債の事前協議制移行（2006年度から実施）は，地方債発行が最終的に地方公共団体の判断で可能となったことに意味がある。財投改革では，市場運用の例外として郵貯や簡保積立金の地方公共団体への直接融資が行われるが，将来的には市場を通じた地方債運用への移行が志向されている。時価会計の導入は，10年債中心であった地方債に中短期債の発行など多様化をもたらす可能性がある。2002年度からのペイオフ導入に対しては，地方公共団体と金融機関の双方で対応策が検討されている。

4．米国では，地方債発行にかかる連邦政府の規制はなく，格付けなど発行体の信用力により発行条件等が決定され，流通市場も多数のディーラーが参加する厚みのある市場が形成されている。地方公共団体の資金運用では，金融機関預金のシェアは小さく，中短期国債（TB，Note等）や国債担保のレポなどでの運用が多いなど，市場調達，市場運用が浸透している。欧州では，近年ドイツで複数の州による地方債の共同発行が実現している。

5．資金調達・運用をめぐる環境変化への対応としては，第一に，厚みのある地方債流通市場の形成が重要であり，そのためには，公的資金による直接融資の対象を小規模の市や町村に極力限定して市場を通じた調達・運用のウェイトを高めるとともに，公募債発行を増やしていくことが効果的であろう。こうした市場流通分については，格付けなど信用力を反映した価格形成が行われることが望ましい。第二に，中短期債発行等の商品性改善や個人消化拡大なども必要と思われる。一方，運用面では，ペイオフ導入後は資金運用規模の大きい都道府県や大都市では短期国債や国債担保のレポ等による市場運用拡大も考慮の余地があろう。

目　次

はじめに
１．地方公共団体の資金運用の現状
（1）　公金取扱いと指定金融機関制度
（2）　歳計現金の運用
（3）　基金の運用
２．地方公共団体の資金調達の現状
（1）　一時借入金の調達
（2）　地方債発行と地方債の市場構造
３．地方公共団体の資金調達・運用をめぐる環境変化
（1）　地方債をめぐる制度改正
（2）　時価会計の導入と地方債
（3）　ペイオフ導入と地方公共団体の資金運用
４．米欧の地方公共団体の金融活動
（1）　米国の地方公共団体の資金調達と運用
（2）　ドイツの地方公共団体の資金調達
５．資金調達・運用をめぐる環境変化への対応
（1）　資金調達をめぐる環境変化への対応
（2）　資金運用をめぐる環境変化への対応
おわりに

はじめに

日本の地方公共団体は，都道府県，市町村，特別区だけで3,299(2000年７月現在，このほかに一部事務組合がある）存在し，その行政活動にともない様々な金融活動を行っている。歳入と歳出の間で生じる歳計現金の運用や一時借入，公共建築物造成等にともなう地方債の発行などである。地方公共団体の運用資金残高は20兆円を超え（98年度末），地方債発行残高は164兆円（97年度末)に達している。地方公共団体との金融取引は，地域金融機関にとっても重要であり，指定金融機関となっている地域の金融機関においては，地方公共団体が最大の取引先であるところも少なくないと思われる。

こうした地方公共団体の金融活動は，地方分権の推進や金融ビッグバンの進行などを背景に大きな変革期を迎えている。地方分権一括法の施行で，地方債の発行がこれまでの中央政府による許可制から事前協議制に変化し，時価会計の導入で地方債の発行や流通構造が変革を求められている。また，ペイオフ導入によって地方公共団体の資金運用も見直しを余儀なくされている。

本稿は，地方公共団体の資金調達と運用について，制度変更や金融環境の変化，諸外国の事例等を踏まえて，長期的な展望を行ったものである。

１．地方公共団体の資金運用の現状

（1）　公金取扱いと指定金融機関制度

最初に，地方公共団体の資金運用について考察する。地方公共団体の金融活動にかかわる金融資産には，現金(歳計現金と歳入歳出外現金）や有価証券，基金などがある

が，このうち，法令に基づいて地方公共団体が保管責任をもつものは公金と呼ばれる。基金については，本章(3)で考察することとし，以下では現金と有価証券について考察する。

地方公共団体の基本的役割は，地域住民の福祉増進のための行政サービスを遂行することであるが，それには当然のことながら資金の動きをともなう。地方公共団体の行政活動に必要な資金は，地方税や地方交付税，地方債などの歳入によって賄われ，職員給与等の人件費や社会保障関連費，建設事業費などの歳出として支出される。これらの歳入歳出に属する現金が歳計現金である。歳入歳出外現金（歳入歳出に属しない現金）として，地方公共団体が担保として徴求する現金などがあるが(注1)，歳計現金に比べてその割合は小さい。また，地方税などの歳入は有価証券の形で収納することも可能であり，こうした場合には，現金とともに有価証券の保管も必要になる。

地方公共団体が保有する現金や有価証券の管理は，指定金融機関制度によって行われている。「都道府県は金融機関を指定して公金の収納又は支払の事務を取扱わせなければならない」（地方自治法第235条第１項）と定められ，「市町村は指定金融機関を指定して公金の収納又は支払の事務を取扱わせることができる」（同法同条第２項）とされている。指定金融機関を指定するには議会の議決が必要であり，指定金融機関は地方公共団体当たり一つに限られる。しかし，必要がある場合には，指定代理金融機関（公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱う），収納代理金融機関や収納代理郵便官署（収納の事務の一部を取り扱う）を定めることができ（地方自治法施行令第168条），これらの指定代理金融機関や収納代理金融機関などには数の制限はない。

全国地方銀行協会（以下「地銀協」という）の調査によれば，99年７月末現在で指定金融機関を設置している都道府県・市町村は2,984存在し，その金融機関別の内容は第１表のようになっている。地銀が全体の半分強を占めているほか，東京都や大阪府，愛知県など三大都市圏では都銀が多く，町村では農協が指定されている場合が多くなっている。

指定金融機関の業務は，前記のように，公金の収納及び支払の事務であり，預貸金

第１表　指定金融機関の状況（1999年７月末現在）

（単位　機関数，%）

	指定金融機関設置団体	地銀	都銀	第二地銀	信金	農協・信農連	その他
都道府県	47	41	5	1	-	-	-
市	671	448	136	25	40	22	-
町	1,797	1,034	96	76	159	422	10
村	469	164	18	9	25	245	8
合　計	2,984 (100.0)	1,687 (56.6)	255 (8.5)	111 (3.7)	224 (7.5)	689 (23.1)	18 (0.6)

資料　地銀協「今後の地方公共団体との取引のあり方」(2000年６月14日）７頁参考資料を基に農中総研作成

取引や地方債の引受けは指定金融機関だけに限られるものではない。(注2) 金融機関が指定金融機関の指定を受けた場合には，地方公共団体と契約書を取り交わすこととなるが，地銀協の調査によれば，制度が発足した64年当時に取り交わした契約書では，事務取扱いにかかる費用は指定金融機関側の負担とされ，以後見直しが行われていないケースが多く，公金の収納や支払の事務が金融機関側の負担で行われている場合が多いといわれている。(注3)

（注1） 歳入歳出外現金は，法令に基づいて地方公共団体が保管するが，所有権は本来地方公共団体にはないもので，たとえば，指定金融機関から担保として預かる場合の現金などがある。

（注2） 公金の出納事務の延長で預金の取扱いや後述する一時借入金の借入が発生してくるが，預貸金取引は指定金融機関だけに限られず，現実に，預金取引などは多くの金融機関との間で行われている。

（注3） 地方公共団体と指定金融機関の間で公金取扱契約書が締結されるが，経費負担は一般的に指定金融機関側の負担とされている場合が多いといわれる。詳しくは，地銀協「今後の地方公共団体との取引のあり方」（2000年6月14日）を参照。

（2） 歳計現金の運用

前項で述べたように，歳計現金は地方公共団体の歳入と歳出に属する現金であり，その収納と支払は指定金融機関等によって取り扱われるが，収納されてから支払までの期間については効率的に運用する必要がある。地方自治法で「歳計現金は最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない」（同法第235条の４）と定められ，同施行令で「歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない」（同施行令第168条の６）と規定されている。このように，歳計現金の運用は指定金融機関に限られるものではないが，そのかなりの部分が，指定金融機関を中心に指定代理金融機関などの取引銀行への預金として運用されている。

歳計現金の近年の残高推移をみると，時期によって変動はあるが，都道府県と市町村とを合わせて４～7兆円程度で推移しており（第１図），99年３月末では５兆円の残高となっている。季節的には，地方税や地方交付税の入金が多い第２四半期（４～６月期）に残高が増加して，入金に比べて支払の多い第４四半期（10～12月期）に残高が減少するといった特徴がある。(注4)

歳計現金は，収納（入金）されてから支払が行われるまで一時的に滞留する資金であり，その運用は流動性が高いもので行われ

第１図　地方公共団体の資金動向

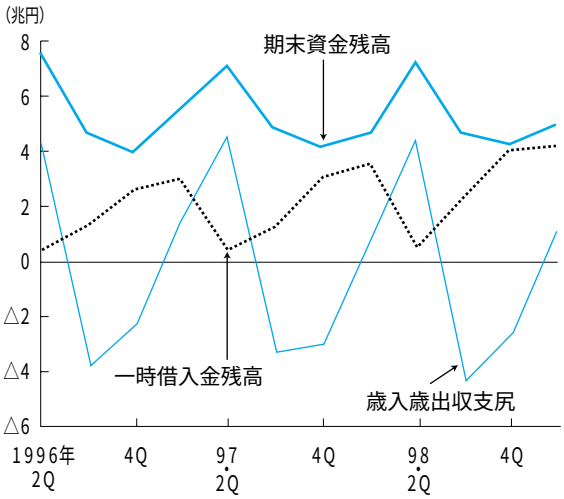

資料　地方財務協会「地方財政統計年報」
(注) 1. 都道府県と市町村の合計。
2. 第２四半期(２Q)の歳入歳出には前年度出納整理期間中のものを含む。

なければならない。資金運用の内容については，要求払預金で運用される場合が多いが（後掲第３表），資金繰り等を勘案しながら，出金時期に合わせてたとえば期間１か月程度の大口定期預金で運用するなどの工夫がなされているようである。

（注4） 地方公共団体の資金が４～６月期に季節的に増加することは，地方公共団体と取引関係の深い地銀の預金増加につながり，この時期に地銀のコール市場での資金放出が増えるなど，一般金融市場にも影響を与えている。

（3） 基金の運用

歳計現金のほかに，地方公共団体が資金運用を行うものとして基金がある。「普通地方公共団体は，条例の定めるところにより特定の目的のために財産を維持し，資金を積立て，又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる」（地方自治法第241条第１項）とされ，地方債償還のための減債基金や財政調整基金などが設けられている。これらの基金は，歳入歳出予算から支出されたり，決算剰余金のなかから積み立てられたりしている。基金の運用については，「条例で定める特定の目的に応じ，及び確実かつ効率的に運用しなければならない」（同法同条第２項）と定められ，このうち

第2表　地方公共団体の基金の運用状況（1998年度末）

（単位　億円）

		現預金	信　託	有価証券	土　地	その他共合計
都道府県	積立金	40,802	1,126	1,479	-	46,789
	財政調整基金	4,043	56	5	-	4,103
	減債基金	18,577	139	644	-	19,873
	その他特定目的基金	18,182	931	830	-	22,813
	定額運用基金	5,002	81	6	2,601	15,179
	土地開発基金	4,054	34	-	2,571	8,441
	その他定額運用基金	948	47	6	30	6,738
	合　　計	45,804	1,207	1,485	2,601	61,968
市町村	積立金	95,012	3,891	2,808	352	105,691
	財政調整基金	25,090	1,508	493	-	27,738
	減債基金	13,891	79	524	-	15,012
	その他特定目的基金	56,031	2,304	1,791	352	62,941
	定額運用基金	8,847	37	22	7,438	19,450
	土地開発基金	7,086	12	5	7,270	16,832
	その他定額運用基金	1,761	25	17	168	2,618
	合　　計	103,859	3,928	2,830	7,790	125,141
特別区	積立金	5,908	50	13	-	6,236
	財政調整基金	1,368	-	-	-	1,368
	減債基金	609	-	-	-	609
	その他特定目的基金	3,931	50	13	-	4,259
	定額運用基金	611	-	-	277	927
	土地開発基金	304	-	-	240	545
	その他定額運用基金	307	-	-	37	382
	合　　計	6,519	50	13	277	7,163

資料　地方財務協会「地方財政統計年報」

財政調整基金については「銀行その他の金融機関への預金，国債証券，地方債証券，政府保証債券，その他の証券の買入れ等の確実な方法によって運用しなければならない」（地方財政法第４条の３第３項）とされている。基金設置の目的に沿って，安全確実で効率的な運用が求められている。

基金の残高は，積立金と定額運用基金を合わせて，98年度末で都道府県が６兆円，市町村が13兆円保有しており，特別区が保有するものも含めると，全体で19兆円と多額なものとなる。これらの基金の運用の内訳は第２表のようになるが，19兆円のうち現預金が16兆円でシェア80％と高く，このほかの金融資産による運用では信託が３％，有価証券が２％のシェアとなっている。また，土地開発基金を中心に土地保有が５％程度のシェアを占めている。

８割のシェアを占める金融機関預金等による運用では，３か月から１年程度の期間の大口定期預金やCD，外貨預金などで回転させている例が多いとみられる。金融機関に対しては，金利入札によって好条件のものを優先的に採用すること等で運用効率の向上を図っているが，指定金融機関や指定代理金融機関，収納代理金融機関等の取引状況を勘案し，取引のある金融機関にはある程度預金を置くような配慮がなされているようである。預金以外の金融資産による運用では，貸付信託や国債，政府保証債，地方債などの公共債のほか，有価証券の現先運用などもあるとみられるがシェアはそれほど大きくない。

第２図　主要金融機関の公金預金残高の推移

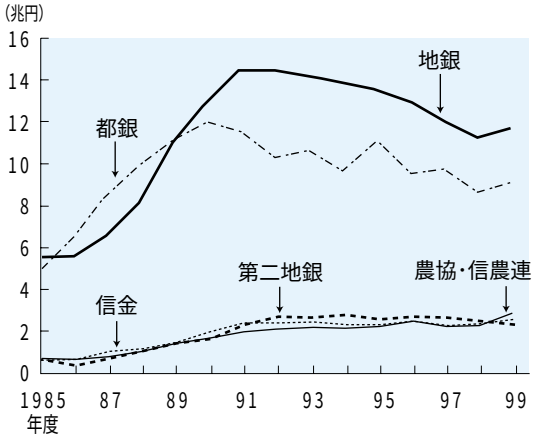

資料　日銀『金融経済統計月報』

次に，こうした地方公共団体による資金運用を金融機関の側からみると，都銀，地銀，第二地銀，長信銀，信託（銀行勘定）の５業態と，信用金庫，農協・信農連における公金預金の残高は，98年度末で28兆円である。これらの公金預金には，基金に属するものだけでなく，歳計現金や地方公共団体以外の政府関係機関の預金なども含まれているが，(注5) 最も大きなウェイトを占めるのは地方公共団体の基金である。公金預金の残高は，業態別には地銀が最も多く，都銀がこれに次ぎ，第二地銀，農協・信農連，信金はほぼ同程度の水準にある（第２図）。地銀のシェアが高いのは，指定金融機関に指定されているところが多い（前掲第１表）ことや，後でも述べるように，地方債の引受けなどでも高いシェアを持っていることなどによるものであろう。都銀は指定金融機関の数では地銀に及ばないが，東京，埼玉，愛知，大阪，兵庫など規模の大きい都府県等で指定金融機関に指定されるなどの取引実績があり，地銀に次ぐ公金預金を

第3表　主要金融機関の公金預金の内容（1998年度末）

（単位　億円）

	要求払預金	定期性預金	外貨預金	その他共合計
国内銀行	67,389	128,941	41,831	238,180
うち都銀	26,448	33,178	26,732	86,372
地銀	37,131	68,462	6,713	112,310
第二地銀	3,152	19,778	1,776	24,708
長信銀	551	1,285	5,401	7,239
信託	104	6,236	1,207	7,548
信用金庫	3,114	18,822	358	22,298

資料　日銀『金融経済統計月報』
（注）　公金には地方公共団体のほか政府関係預り金を含む。

獲得している。

都銀や地銀などの国内銀行と信金について，98年度末の公金預金の種類別内容をみると，定期性預金の割合が過半を占めるが，都銀や長信銀では外貨預金のシェアが高くなっている（第３表）。前記の基金や歳計現金の一部がこれらで運用されているものとみられる。流動性預金のシェアは地銀と都銀で高いが，流動性を必要とする歳計現金が指定金融機関に指定されているこれらの銀行に集中しているためとみられる。

（注5） 98年度末の都地銀等5業態と信金，農協・信農連の合計公金預金残高28兆円から，同時期の都道府県・市町村の資金残高５兆円と基金に属する現預金の残高16兆円との合計額を差し引いた残り（７兆円）が，都道府県・市町村以外の地方公共団体や政府関係機関の預金等に相当するものと考えられる。

２．地方公共団体の資金調達の現状

(1)　一時借入金の調達

地方公共団体が行う資金調達には，一時借入金の借入と地方債の発行がある。

一時借入金は，地方公共団体が一時的な資金繰りのために行う借入金で，歳入と歳出の時期的なズレなどが生じた場合に行われる。「歳出予算内の支出をするため，一時借入金を借り入れることができる」（地方自治法第235条の３第1項）が，「その会計年度の歳入をもって償還しなければならない」（同法同条の３第３項）と定められ，「一時借入金の最高額は，予算でこれを定めなければならない」（同法同条の３第２項）とされている。このように，予算で定めた借入最高額の範囲であれば，繰り返し借入することができるが，年度末（出納閉鎖期間を含む）には必ず償還され，この点で，年度をまたがって借入が継続する地方債とは異なる。

一時借入金の残高推移をみると，前掲第１図のように，各年度とも第２四半期末（６月末）が最も少なくなり，以後次第に増加して第４四半期末（12月末）か第１四半期末（３月末）が高い水準となる。近年のピーク時での借入金残高は，都道府県と市町村とを合わせて３～４兆円程度である。第２四半期末の借入水準が低いのは，出納閉鎖期間の５月末にいったん返済されることや，地方税や地方交付税の入金がこの時期に多く，資金繰りに余裕があることなどのためである。この点で，第１章(2)で述べた歳計現金の動きとは逆になる。

一時借入金の調達については，資金運用部などの政府資金からの借入も可能である

第3図　主要金融機関の地方公共団体貸出

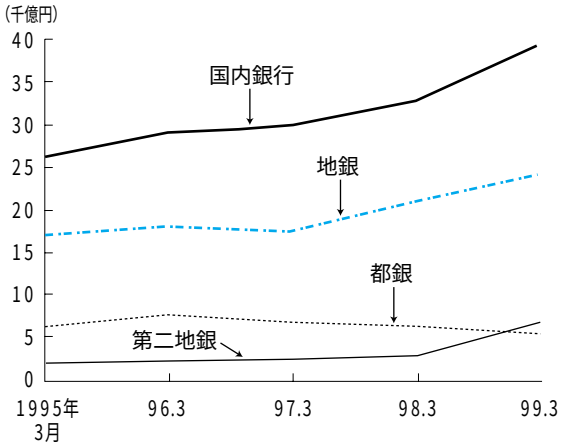

資料　地方債協会「地方債統計年報」(原典は日銀「金融経済統計月報」)
(注)　貸出金には当座貸越を含み，地方債許可に基づく証書貸付は含まない。

が，大半は民間金融機関からの借入である。第３図のように，地銀が最も多く都銀や第二地銀がこれに次いでいる。前にも述べたように，指定金融機関制度に基づく公金取扱業務と貸付の取引は本来別の業務であるが，現実には民間金融機関からの借入は，指定金融機関となっている金融機関を利用することが多く，このため地銀の貸出が多くなっている。

一時借入金の借入形態は，当座貸越契約に基づく当座貸越や手形借入などにより行われ，短期プライムレートなどが適用されている。

(2)　地方債発行と地方債の市場構造

a．地方債発行による資金調達

地方公共団体の年度をまたがる資金調達は，地方債の発行によって行われる。「普通地方公共団体は，予算の定めるところにより地方債を起こすことができる」(地方自治法第230条第１項)，この場合，「地方債起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は予算でこれを定めなければならない」(同法同条第２項)とされている。なお，どのような資金でも地方債の起債が可能なわけでなく，「地方公共団体の歳出は，地方債以外の歳入をもってその財源としなければならない。ただし，次に掲げる場合においては地方債をもってその財源とすることができる」(地方財政法第５条第１項）として，①交通，ガス，水道事業など公営企業の経費，②地方債の借換えのための経費，③災害復旧事業等の財源，④公共または公用施設の建設事業費などが定められている(同法同条第１項)。なお，このほかに特例法によって発行される地方債もある。(注6)

こうした地方債の起債や起債方法・利率もしくは償還方法の変更は，地方財政法の規定により，これまでは，都道府県や政令指定都市等については自治大臣の許可を，それら以外の市町村等については都道府県知事の許可を受けなければならないものとされていた(いわゆる地方債の許可制)。2000年４月の法改正で許可制が事前協議制に変更された（ただし，実施は2006年度から）が，これについては第３章(１)で詳述する。

地方債の許可制度は，国の予算を前提にした地方財政計画や財政投融資計画の策定とともに，地方債計画が作成され，これに基づいて許可が行われるという仕組みで運営されてきた。また，地方債の償還については，地方財政計画を作成する上で償還元利金が地方公共団体の義務的経費として取

り扱われ，地方交付税を算定する際に償還金を基準財政需要額に算入することによって，償還金を政府が事実上保証するという形がとられてきた。こうした点もあって，BISによる銀行の自己資本比率の計算においても，地方債のリスクウェイトは国債と同様にゼロとなっている。

地方公共団体の歳入に占める地方債発行収入の割合（地方債依存度）は，90年代になって急速に上昇し，98年度には14.7%に達している。また，地方債による資金調達は，政府資金（郵便貯金や公的年金等を原資とする資金運用部資金や簡易保険積立金から借入するもので，財政投融資計画のなかで計上される）が全体の約５割を占め，公営企業金融公庫資金（原資は同公庫が債券発行等で調達）が約１割，残りの４割が民間等資金となっており，これらの資金調達先別の動向をみると，第４図のようになる。90年代には，民間等縁故資金の割合が高まっている。

第4図　借入先別地方債許可額の推移

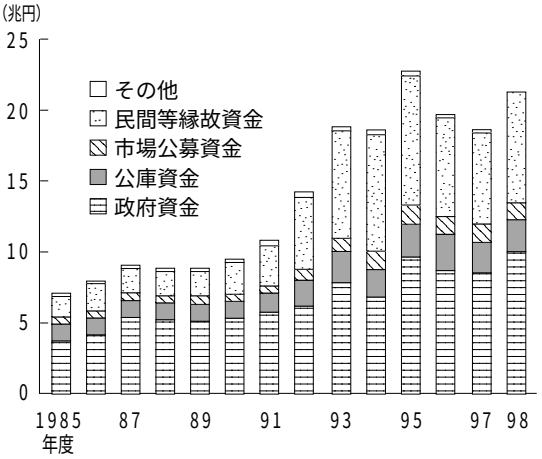

資料　地方債協会『地方債統計年報』
(注)　その他は外貨地方債等。

（注6） 特例法を根拠に起債されるものとして，たとえば，地方財政再建促進特別措置法に基づいて財政再建団体が起債する財政再建債や退職手当債などがある。

b．地方債の市場構造

政府資金と公庫資金は証書形式による貸付であり，民間金融市場に出てくることはないため，ここでは，これらを除く民間等資金にかかる地方債の市場構造について考察する。民間等資金には市場公募債の発行と銀行等への縁故債の発行によるものとがある。

まず，市場公募地方債についてみると，98年度の場合，発行団体は東京都や大阪府などの16都道府県と大阪市や名古屋市などの12指定都市の28団体が存在し，発行額は1.8兆円となっている。各発行団体ごとに証券会社や銀行などからなる引受けシ団が編成されているが，シ団メンバーの銀行には，指定金融機関等に指定されている銀行

第5図　公募地方債の消化状況（1998年度）

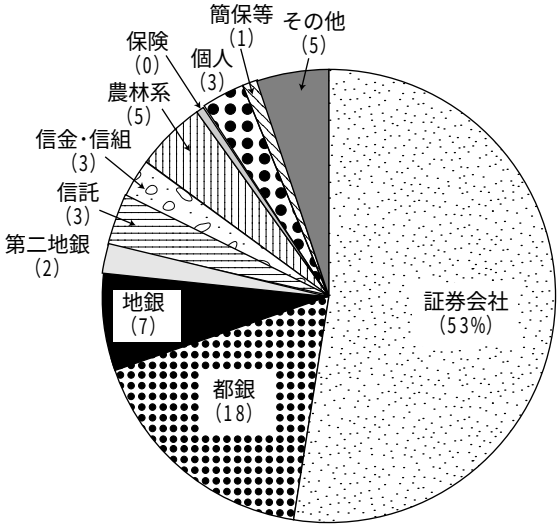

資料　地方債協会『地方債統計年報』

のほか，販売力のある都銀や長信銀などが加わっている。毎月の発行額や発行条件の決定は，各発行団体とシ団の個別協議ではなく，自治省（現総務省）と28シ団の代表者からなるシ団連絡会議の協議によって行われ，発行条件は同じ時期に発行されるものは各銘柄とも同一である。新発債が発行されると，各シ団による引受けや募集取扱いが行われ，最終投資家に販売されるが，98年度の公募地方債の消化シェアは第５図のようになっている。証券会社が過半を占め，都銀や地銀がこれに次いでいる。償還年限は10年債が中心だが，2000年になって５年債も発行されるようになった。

次に，縁故地方債は，都銀や地銀等の銀行のほか，信金や農協系金融機関，共済組合など，発行体である地方公共団体となんらかの縁故関係にある金融機関等に引き受けられるものである。公募地方債と同じ証券形式のもののほかに，証書形式のものがあり，都道府県やある程度の規模を持つ市では証券形式のものが多いが，規模の小さい市や町村などでは証書形式での借入が多くなっている。また，前節で述べた政府資金や公庫資金による地方債引受けも証書形式である。

引受け形態は，規模の大きい都道府県や市では金融機関による引受けシ団を構成しているところもあるが，金融機関が直接相対で引き受けるところもある。発行条件の決定は，基本的には引受金融機関との相対交渉によるが，大半が公募地方債と同条件で行われている。公募地方債は92年度発行分から期日一括償還となっており(注7)，縁故地方債は，10年債の場合３年据置後元金均等償還のものが多いが，期日一括償還のものも増えてきている。なお，縁故地方債についても，これまで10年債が中心だったが，2000年になって5年債のほか15年債なども発行されるようになった。縁故地方債の引受け構造をみると，第６図のように，地銀が最も多く，都銀や農協・信農連，信金などがこれに次いでいる。

第６図　消化先別縁故地方債発行額

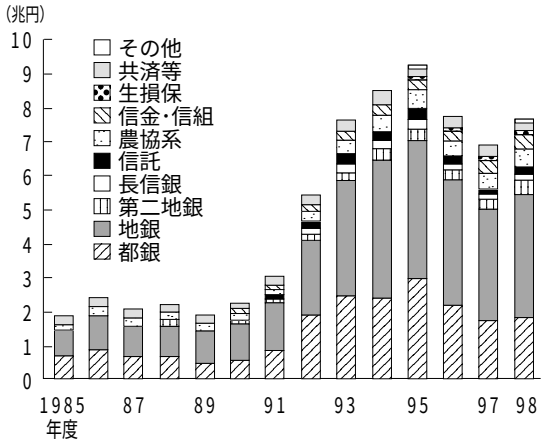

資料　地方債協会『地方債統計年報』

第７図　国債，地方債，政保債の売買回転率

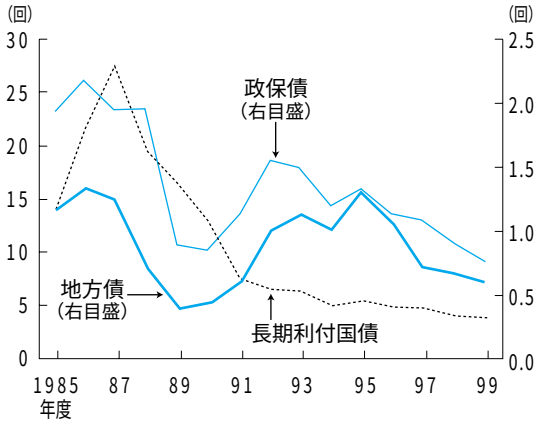

資料　日本証券業協会「証券業報」
(注)1. 長期利付国債には超長期を含む。
2. 地方債は都道府県･指定都市発行(証券形式)のみ。
3. 売買回転率＝売買高／(発行残高の期首･期末平均)。

証券形式の地方債の流通市場をみると，売買高では公募債に比べて縁故債のウェイトが高く，日本証券業協会の調査によれば，98年度の場合地方債全体の売買高28兆円のうち縁故債が７割強を占めている。これは公募債の発行高が少ないためとみられる。第７図によって地方債の売買回転率（売買高／発行残高）をみると，98年度の場合0.6回程度であり，国債はもちろんのこと政保債に比べても回転率が低い。発行銘柄が多くロットが小さいことなどから流通性が乏しく，いったん投資家に購入されると満期まで保有されるケースが多いことがうかがわれる。

第８図　地方債の保有構造（1999年度末）

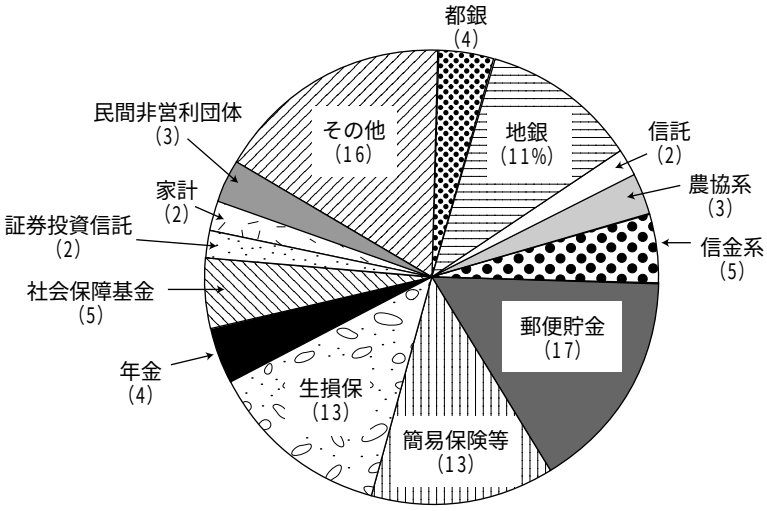

資料　日銀「資金循環勘定」「金融経済統計月報」から作成
(注)1. 証券形式の地方債のみ，政府資金等証書形式のものは含まず。
2. 郵便貯金は自由化対策資金運用分。

地方債の保有構造をみると，郵貯（自由化対策資金運用分）や簡保，生保や地銀の保有が多く（第８図），90年代後半以降の動きをみても，これらの投資家のシェアが高まっている。地銀のシェア増加はもともと引受けが多く，これを途中売却せず持ち続けるケースが多いためと考えられる。郵貯や簡保，生保は，調達資金が長期運用に適した資金であることから，国債よりも利回りの高い地方債を選好しているものとみられる。これらの投資家の引受けシェアは高くないため，都銀や証券会社（公募債の場合）などが引受け後転売し，これを流通市場で購入しているもの思われる。なお，家計（個人）の保有は2%程度と少なく(注8)，地方公共団体という発行体の特性を考えれば，地域住民の保有を増やしていくことが今後の課題といえよう。

（注7） 地方債には，従来繰上償還条項や抽選償還条項が付いていたが，オーバーパー（時価が額面価格を上回る状態）で繰上償還されると，投資家が不利益を被る恐れがある。このため，92年度発行分から公募地方債は期日一括償還となった。

（注8） 国債の個人保有シェアも２%とほぼ同程度であり，地方債が特別低いということではない。

３．地方公共団体の資金調達・運用をめぐる環境変化

(1)　地方債をめぐる制度改正

ａ．地方債の事前協議制への移行

第２章(2)ａでも述べたように，地方債はこれまで許可制度のもとで運営されてきた。地方債の起債はもとより，起債方法や利率，償還方法を変更するには，都道府県や政令指定都市は自治大臣の許可を，それ

以外の市町村については都道府県知事の許可を受けなければならなかった。しかし，90年代後半になって地方分権推進の機運が高まり，地方分権推進委員会の第二次勧告のなかで，地方財源充実確保の一環として地方債の許可制廃止と事前協議制への移行が打ち出された。これを受けて，99年７月に成立した地方分権一括法で地方財政法等の関係法律が改正され，2000年４月から施行されるに至った。

改正地方財政法では「地方公共団体は，地方債を起こし，又は起債の方法，利率もしくは償還の方法を変更しようとする場合は，自治大臣又は都道府県知事に協議しなければならない」（同法第５条の３第１項）と定められ，「協議の上，自治大臣又は都道府県知事の同意を得ないで，地方債を起こし，又は起債の方法，利率もしくは償還の方法を変更しようとする場合には，その旨をあらかじめ議会に報告しなければならない」（同法同条の３第５項）とされた。このように，自治大臣や都道府県知事の同意が得られなくても，議会へ報告することで地方債の発行ができることとなった。ただし，「協議において自治大臣又は都道府県知事の同意を得た地方債についてのみ，公的資金を借り入れることができる」（同法同条の３第３項）とされ，郵貯や簡保などの公的資金の借入は，同意を得たものに限定された。

地方債の事前協議制への移行は，自治大臣や都道府県知事への協議や議会への報告が条件にはなるものの，発行ないしは発行条件の変更が最終的に地方公共団体の判断でできるようになったことに意味がある。自治大臣等の同意が得られない場合公的資金の借入はできないが，東京都などの大規模自治体では現在でも地方債発行に占める公的資金の割合は低く，そう大きな問題にはならない。事前協議制への移行によって発行体の自主性が増す一方で，金融市場との関連では，債券の価格形成に発行体の信用力が反映される余地がより広がることとなろう。

なお，事前協議制への移行は2006年度からであり（同法第33条の７第３項），財政構造改革期間中の2005年度までは現在の許可制が続くこととなっているが，制度改正の趣旨を反映し，2000年度から地方債許可制度の弾力運用が図られており，財政内容が良好な地方自治体（起債制限比率が10％未満であるなど）に対して，地方債許可対象範囲の拡大や許可手続きの簡素化などが行われている。

ｂ．財政投融資改革と地方債

2001年度から始まる財政投融資制度の改革も，地方債をめぐる制度改正の重要な点である。財政投融資制度は，郵貯や厚生年金などの積立金を資金運用部に預託し，これを特殊法人などの財投機関に融資するものであるが，地方公共団体も融資対象の一つであり，地方債資金の約６割を占める政府資金や公庫資金はこの財投資金を原資としていた。2001年４月から開始される財政投融資改革では，資金運用部が廃止され，

郵貯や年金積立金の資金運用部への全額預託義務はなくなり，簡保積立金の財投機関等への融資も廃止されて，これらは市場運用に移行する。一方，これまで資金運用部等から融資を受けていた特殊法人等は，自ら財投機関債を発行するか政府保証債を発行することで資金調達を行い，これらが困難な特殊法人等は，財投債を発行して資金調達する財政融資資金（特別会計）から融資を受けることとなる。こうしたなかで，地方公共団体向け資金については，郵貯と簡保積立金が，市場運用の例外として，地方債計画・財政投融資計画の枠内で直接融資を行うこととなった。この結果，公的資金による地方債引受けは，郵貯，簡保の直接融資と財政融資資金特別会計，公営企業金融公庫からの借入の三つのルートとなる。

郵貯と簡保の地方公共団体向け直接融資の貸付金利は，従来の一律国債クーポンレート上乗せ方式（0.2%程度）から，「市場原理に即して政府が定める統一的貸付条件」(注9)によることとなり，具体的には，貸付期間に応じて金利を設定し（貸付期間が２年，５年，10年の場合それぞれ金利が異なる），その金利は貸付期間に相当する残存期間の国債利回り（２年，５年，10年国債の利回りなど）を基準金利とする方式や，貸付期間が10年を超えるものは10年ごとに金利を見直す方式などが考えられている。財政融資資金の貸付金利もほぼ同様のものとなる見込みである。

郵貯と簡保積立金の直接融資が行われることもあり，政府資金による地方債引受けには当面大きな変化はないとみられるが，市場原理に即した金利設定など漸進的ではあるが市場の動きが反映される仕組みに変わりつつある。また，郵政審議会の研究会の提言でも，地方公共団体向け直接融資については「将来的には市場を通した地方債への運用へ移行することを目指すべきである」(注10)とされており，将来は市場運用に移行していくことも考えられる。地方公共団体にとっては，市場の動向により配慮した資金調達が求められることとなろう。

（注9） 大蔵省「財政投融資制度の抜本的改革案（骨子）」による。

（注10） 郵政省「郵貯・簡保資金運用研究会最終報告」（2000年６月９日）による。

（2） 時価会計の導入と地方債

99年11月に企業会計審議会が「金融商品にかかる会計基準の設定に関する意見書」（以下「意見書」という）を公表し，2000年１月には日本公認会計士協会が「金融商品会計にかかる実務指針（中間報告）」（以下「実務指針」という）を公表して，2000年度から金融商品に時価評価が導入されることとなった。時価会計の導入は，投資家の有価証券保有形態に少なからぬ影響を及ぼすことが予想されている。地方公共団体にかかわりの深いものとして，ここでは地方債への影響について考察する。

有価証券は，従来，原価法ないしは低価法のいずれかによって評価され，地方債については，取引所に上場されるか店頭気配が公表されている一部の銘柄以外は原価法による評価が一般的であった。しかし，「意

見書」では，「客観的な時価が把握でき，当該価格により換金・決済できる金融商品は時価評価し，当期の損益に反映させる」こととされた。「意見書」によると，有価証券は，①時価の変動により利益を得ることを目的として保有するもの（売買目的有価証券），②満期まで所有する意図をもって保有するもの（満期保有目的の債券），③子会社株式および関連会社株式，④その他有価証券の四つに分類され，①の売買目的有価証券は時価評価とし，評価差額を当期の損益に計上することとされた。②の満期保有目的の債券は償却原価[(注11)]が適用され，③の子会社株式・関連会社株式は取得原価による評価となった。④のその他有価証券は時価評価ではあるが，評価差額は資本の部に直接計上するか，評価益の場合は資本に計上し評価損は損益に計上するかのどちらかとなった[(注12)]。

資産のなかで大きなウェイトを占める投資目的で保有する有価証券は，満期保有目的の債券かその他有価証券かの区分けが問題となるが，満期保有目的の債券の判定は，「企業が償還期限まで所有するという積極的な意思とその能力に基づいて保有する」（「実務指針69」）場合とされ，満期保有目的の債券に分類した有価証券を途中売却した場合にはかなりの負荷が課せられる[(注13)]。このため，投資有価証券のかなりの部分が，その他有価証券に分類されるのではないかと予想されている。

評価の基準となる時価は，「意見書」によれば「市場価格に基づく時価」と「合理的に算定された価格」とからなり，公募地方債だけでなく，非上場あるいは店頭気配等のない縁故地方債についても，投資家自らが合理的に算定した価格を用いることにより，時価評価が行われることとなる。

時価評価の導入が地方債市場に与える影響としては，次のような点が考えられる。第一は，中短期債の選好が高まることである。債券は長期債ほど価格変動率が高いという傾向があるため，価格変動率の低い中短期債が好まれることになり，特に，金利上昇局面でその傾向が強くなる。前にも述べたように，地方債の発行は10年債が大部分である。今後は，中短期の地方債の発行を考える必要があろう。

第二は，長期ないしは超長期債券についての変動金利制の採用である。債券の価格変動率を低下させる手段としては中短期化とともに変動金利制の採用がある。今後はこうした面で投資家の要望も高まってこよう。

第三は，流通性の向上である。価格変動リスクを低める手段として転売の容易さが必要である。先々金利上昇が予想される場合には，投資家は金利上昇前に早く転売してリスクを除く必要がある。流通性を向上するには，公募債の発行増加，発行ロットの大型化や期日一括償還の採用，決済システムの整備などが重要となってこよう。

（注11） 償却原価とは，「債券を債権額より高く又は安く取得した場合，当該差額を毎期利息として計上し，取得原価に加減した価額」（99年1月22日付企業会計審議会「金融商品に係る会計基準」注解５による）をいい，アモチゼーションやアキュムレーションを行ったものをいう。

（注12） 資本の部に直接計上する場合は，損益には

影響しないが資本を増減させるため，自己資本比率などの資本にかかわる経営諸比率に影響を与える。

（注13） 満期保有目的の債券に分類した債券を途中売却した場合には，すべての満期保有目的の債券をその他有価証券等へ振り替えるとともに，以後２年間は満期保有目的の債券の分類ができないなどの負荷が課せられている（実務指針83）。

（3） ペイオフ導入と地方公共団体の資金運用

96年の預金保険法の改正以後，2001年３月までの時限的な措置として金融機関への預金は全額保護されていた。2000年５月の同法の改正により，全額保護期間が2002年３月まで延長されるとともに，同年４月から預金者保護制度としてペイオフ（保険金支払方式）が導入されることとなった。ペイオフ導入後は，地方公共団体の公金預金も預金保険の対象となり，保険金支払は１金融機関当たり１千万円までに限られることとなる[注14]。

地方公共団体が金融機関に預入れしている預金は，第１章で述べたように，歳計現金や基金などから構成されるが，法律によって「確実かつ効率的な」運用を義務づけられている。保険金支払の対象とならない１千万円を超える預金について，安全確実な運用手段を考える必要がある。

一方，金融機関にとっては，公金預金が預金保険の対象となったことから，預金保険料負担が生じ（現行保険料率は預金額の0.04％），新たなコストアップ要因になる。地方公共団体から預入れされている公金預金は，預入金融機関としては指定金融機関になっている地銀や都銀などが多いが，歳計現金や基金などを合わせると20兆円を超える多額なものであり，１千万円を超える部分について預け替え等が行われると，個々の金融機関に与える影響も大きくなる。

このため，2002年度からのペイオフ実施に備えて，地方公共団体や金融機関の双方で，公金預金の取扱いについて研究がなされている。地方公共団体側では，金融機関が破綻した場合に公金預金と借入金（地方債等）を相殺できるように契約書を整備することや[注15]，取引金融機関の数を増やして預金を分散させることなどが検討されている[注16]。一方，金融機関側でも，第二地銀などでは預金保険機構が取り扱う預金保険に加えて，業態内部で特別の基金を設置して非保険対象の預金を保護する案などが検討されている[注17]。

こうした公金預金の保護の仕組みの検討とともに，金融機関としては経営内容の改善に努め，自己資本比率の向上などにより高格付けを維持して，顧客の信頼を高める努力が必要であろう。

（注14） 2000年５月の預金保険法の改正により，公金預金は個人保有の金融債などとともに新たに付保対象に加わった。定期性預金等については１金融機関当たり１千万円までだが，流動性預金は2003年３月までは全額保護されることになっている（2003年４月以降は流動性預金も１千万円が限度）。

（注15） 2001年１月12日付日本経済新聞によれば，総務省「地方公共団体におけるペイオフ解禁への対応方策研究会」における提言にこうした内容が盛り込まれる見込みである。

（注16） 東京都が設立した「都府県市ペイオフ対応研究会」ではこうした項目が検討されている（2000年９月13日付日本経済新聞による）。

（注17） 2000年11月17日付日本経済新聞による。

４．米欧の地方公共団体の金融活動

(1)　米国の地方公共団体の資金調達と運用

ａ．資金調達

金融環境等の変化のなかで，日本の地方公共団体の資金調達や資金運用が今後どのように変わっていくかを考えるに際して，諸外国の事例をみておくことも有益である。米国は，地方公共団体の資金調達や資金運用において，市場原理が行き渡っている代表的な国であり，示唆するところも多いと思われる。

最初に，米国の地方公共団体の資金調達についてみると，日本では約６割が政府・公庫などの公的資金であるが，米国ではすべて民間資金による調達である。センサス局の調査によれば，米国には８万を超える地方債（Municipal Securities）を発行可能な自治体がある。州（states）や市（cities），郡（counties）などであるが，これらの自治体が発行している地方債の銘柄数はおよそ140万と膨大な数になる。Municipal Securities Rulemaking Board（地方債基準作成委員会，以下「MSRB」という）によれば，99年末の地方債の発行残高は1.5兆ドルであり，米国債（3.3兆ドル）やモーゲージ証券（2.3兆ドル），社債（3.0兆ドル）よりは少ないが，連邦政府機関債（1.6兆ドル）にほぼ近い水準である。

地方債の種類としては，償還期限が１年以内の短期債（Note）と，償還期限が１年を超える長期債（Bond）とがあり，さらに長期債は，返済財源を税収におく一般財源債（General obligation bonds）と，特定の事業の収益から返済するレベニュー債（Revenue bonds）とに分けられる。

地方債の起債には，連邦政府による規制はなく，州によっては州法等による規制があるところもある。地方債は安全性に優れた債券であるとされ，Official Statementなどによって財政状態がディスクロージャーされているほか，投資家は格付けによって債券の安全性を判断することができる[(注18)]。格付けを高めるために第三者（保険会社等）による債務保証を付けたりすることも行われている。

米国の地方債市場には，大小さまざまなディーラーが存在し，債券の引受けを行っている。大手のディーラーには，モルガンスタンレーやソロモンスミスバーニーといった投資銀行があり，中小の銀行や証券ディーラーを含めて2,000を超えるディーラーが存在する。新発債の引受け方法としては，競争入札（Competitive Underwriting）と協議引受け（Negotiated Underwriting）とがあり，前者は，発行体による入札参加の勧誘に対してディーラーが競争入札に応ずるもので，後者は，発行体と引受業者が発行条件等を協議して引受けを行うものである。98年の場合，発行額の４分の３が協議引受けにより，４分の１が競争入札によって行われた[(注19)]。大型の起債やレベニュー債が協議引受けによることが多く，大手の証券

会社が中心となってこれに参加している。競争入札に参加するのは比較的小規模の業者が多い。

米国の地方債の特徴の一つは，利子に対する連邦所得税の課税が免除され（Tax Exempt），多くの州で自州で発行された地方債が免税対象となっていることである。(注20) このため，税引後利回りがほぼ同一水準にある課税対象の米国債に比べると，地方債のクーポンレートはかなり低くなり，(注21) 有利な発行が可能となっている。こうした免税債券としての特徴は，個人投資家の保有が多いことにもつながっており，99年末で総発行残高のうち個人保有が35%のシェアを占めている（第９図）。個人以外の投資家としては，ミューチュアルファンド（シェア16%）とMMF（同14%）があり，損害保険会社や商業銀行がこれに次いでいる。

地方債の流通は，銘柄が多いこともあって，取引所ではなく店頭市場を主体に行われている。地方債の流通市場は各地にあるが，中心はニューヨーク市場である。大型銘柄や発行体の知名度の高い銘柄が全国的に売買されるほか，所得税の税率が高い州において，相対的に有利な免税債が地域的に売買されている。前記のように，地方債は個人投資家やミューチュアルファンドなどの保有が多く，これらの投資家は償還期限まで保有する傾向があるため，流通市場での売買はその他の債券に比べてそれほど多くはない。MSRBの調査によれば，98年５月から99年４月までの１年間の地方債の売買高は6.0兆ドルであり，発行残高1.5兆ドルに対して売買回転率（売買高／発行残高）は４回である。米国債の22回(注22) に比べれば低いが，日本の地方債の0.6回（98年度）に比べると売買は盛んであるといえる。投資家が地方債の流通価格等の情報を得るには，金融関連の新聞情報や地方債市場関連業者のインターネットなどが利用できる。

第９図　米国地方債の投資家別保有残高

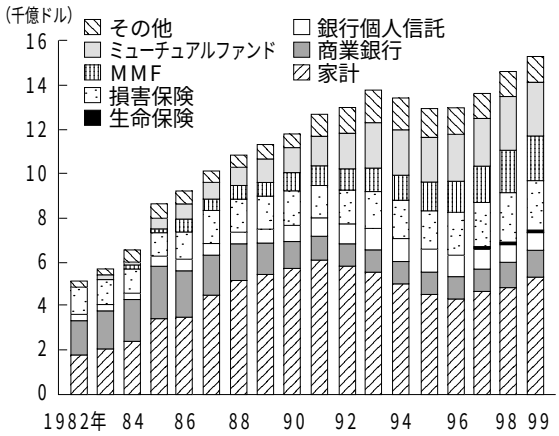

資料　FRB “ Flow of Funds Accounts ”

米国の地方債市場を日本と比較した時の主要な相違点は第４表のようになるが，これをさらに要約すると次のようになろう。

第一は，中央政府の規制の違いである。米国では中央政府の規制はないが，日本では地方債の起債や条件変更は許可制である。都道府県や政令指定都市が地方債を起債したり条件を変更するには自治大臣の許可が必要であり，その他の市町村については都道府県知事の許可が必要である。地方債許可は国の予算と一体となった地方財政計画や地方債計画の下で許可が行われ，発行額の約６割について郵便貯金等を原資とする公的資金が使用され，元利償還金につ

第4表　日米の地方債市場の主要な相違点

	米　国	日　本
起債・条件変更にかかる中央政府の規制	なし	許可制(2006年度から事前協議制に移行)
資金調達先	民間資金	公的資金が約６割 民間資金が約４割
償還財源による分類	一般財源債のほか事業収益で返済するレベニュー債がある	償還はすべて一般財源
格付けの付与	一般的(信用力が弱いものには債務保証を付与)	R&Iが公募地方債の格付けを開始(99年３月)
発行条件(金利)決定	信用力(格付け)に応じ条件(金利)が決まる	発行条件(金利)は各発行体とも一律
利子課税	連邦所得税免除,自州発行のものは地方税免除の州が多い	地方債利子に対する特別扱いはない
保管・決済等	book entry 方式と登録債 T＋３決済(94年6月)	登録債 T＋３決済(99年10月)

資料　各種資料から筆者作成

いても地方交付税制度を通じて面倒をみる仕組となっている。第３章(1)でみたように，2006年度から事前協議制に移行するが，地方債をめぐる日米の規制のあり方については大きな差がある。

第二は，地方債の発行条件(金利)等の決定の仕方である。米国の地方債は社債等と同様に格付けが一般化しており，格付けに基づいて発行条件(金利)等が形成されている。格付けが低い地方自治体では，格付けを上げるために第三者(保険会社等)による債務保証を付与することも行われている。これに対し，日本では，前記のような地方債制度の存在を前提に，地方債の発行条件は東京都のような大規模な自治体でも小規模の市町村でも基本的に同一である。2001年度からの財政投融資制度改革後もこの点は大きくは変わらない見込みである。

第三は，地方債利子に対する非課税措置の有無である。前記のように,米国では連邦所得税が免除されているほか，地方税についても，自州で発行される地方債については非課税としている州が大半である。このため,課税債券である米国債や社債等と比べると，かなり低い利率で発行が可能となる。また,地方債の保有について，非課税措置もあって個人投資家のシェアが高く，ミューチュアルファンド等の投資信託がこれに次いでいる。公的資金や機関投資家の保有が中心である日本の状況とは異なっている。

以上のように,米国では,中央政府の関与が少なく，格付けによって発行条件等が決まるなど市場原理が行き渡っている点が特徴的である。

(注18)　米国の地方債の格付機関として，ムーディーズ，S&P，Fitchなどがある。

(注19)　Wilson White，The Municipal Bond Market：Fundamentals，Vantage Press，p 71。

(注20)　地方債の利子に対する地方税の取扱いは，自州で発行されたものは免税扱いが大部分であるが，他州で発行されたものの取扱いは州によって異なっている。

(注21)　免税効果は納税者が属する税率階層によって異なるが，所得税率が31%の階層では，利回り5.5%の米国債（期間10年）の税引後利回りは，同期間のＡ格の地方債利回りが4.5%のものとほぼ等しくなる。

(注22)　米国債売買回転率は97年のデータである。井上広隆「Ｇ７諸国の国債市場」『日本銀行調査月報』99年７月号，62頁参照。

ｂ．資金運用

次に，米国の地方公共団体の資金運用について考察する。第１章でもみたように，日本の地方公共団体の資金運用は金融機関

への預金が中心であり，有価証券等による資金運用は少ない。しかし，米国の場合は，第10図のように，金融機関への預金はあまり多くなく，米国債等の政府証券やレポなどでの運用が多くなっている。

米国の地方公共団体においても，収入の主たる源泉は税金であり，これらの資金は公共サービスの提供や公共的なプロジェクト遂行などに効果的に使われなくてはならない。また，納税者に対する責任を果たすうえからも，資金が支出されるまでの間，安全・確実に，かつ効率的に運用する必要がある。このため，こうした資金の運用や管理については，州法等で規制されている例が多く，資金運用の対象として認められているものとして，米国債や政府機関債，レポ，CD，CP等マネーマーケットペーパーなどがある。

公共目的に支出されるまでの間の資金運用であるという点から，地方公共団体の資金運用は短期の運用が大半であり，米国債や政府機関債で運用する場合もTB（Treasury Bill）や短期のNoteが中心である。このため，米国の地方公共団体は米国のマネーマーケットにおける大手の投資家の一つとなっている。

第10図　米国の地方公共団体の資金運用残高

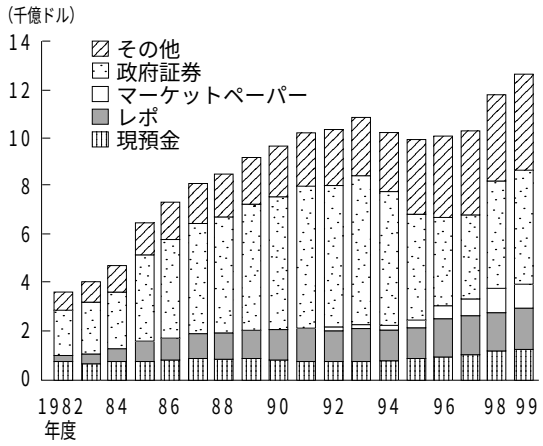

資料　FRB“Flow of Funds Accounts”

レポ（Repurchase Agreement）による資金運用は，一定期間後に売り戻す約定で米国債や政府機関債などの債券を買い入れることであるが，売買される債券が担保（担保価額は債券の額面金額の102％が一般的）となり，安全確実な運用として優れている。CD（Certificates of Deposit）は銀行預金に該当するが，10万ドルを超える場合にはFDICによる預金保険の対象とならない。地方公共団体の場合は10万ドルを超えるのが一般的であり，銀行によっては国債で担保されたCD（Tresury-collateralized CDs）を発行して対応しているところもあるようである。ただし，この場合には通常のCDよりも金利はやや低くなる[(注23)]。CPで運用する場合は，格付けの最も高いものに限って行うなどの対応もとられている。

いずれにしても，安全・確実で，かつ効率的な運用を図るべく工夫がなされている。

（注23）Christopher N. Orndorff，Ashvin Syal，Investing Local Government Funds，Mcgraw-Hill，P8

(2)　ドイツの地方公共団体の資金調達

(1)では米国の地方公共団体の資金調達と運用について述べたが，近年の欧州での特徴的な動きとして，ドイツの地方公共団体における地方債の共同発行がある。

ドイツの地方公共団体には，州（16州）と市町村（１万６千程度）があり，これらの地

方公共団体の資金調達は，バイエルンやヘッセンといった大きな州や大都市で地方債が発行されていたが，調達資金に占める割合はそれほど大きなものではなく，大部分が金融機関からの債務証書借入で調達されていた。特に，市町村でこうした傾向が強かった。ドイツには州が設立した自治体銀行（ランデスバンク）があり，州や市町村の債務証書借入はこの自治体銀行から行われる場合が多いが，自治体銀行は地方公共団体向け貸出のファイナンスを，自治体債券（金融債の一種で，資金使途を地方公共団体向け貸出に特定したもの。地方公共団体の債務証書が担保になる）の発行によって賄っており，これらは主として個人や貯蓄銀行，保険会社などに消化されていた。

90年10月のドイツ統一後，旧東ドイツ地域の財政支援やインフラ投資の拡大もあって，政府部門の財政赤字が拡大したが，地方公共団体の財政も，州間の財政調整制度(注24)による旧東ドイツ州への資金移転などもあって赤字が拡大した。このため，債務証書借入の需要が増し，自治体債券の発行額を増やす必要がでてきた（第11図）。自治体銀行は，自治体債券の発行規模の拡大（10億マルク以上，いわゆるジャンボ債）や，従来国内が中心であった消化を外国機関投資家にも拡大するなどの工夫を行い，これが成功して発行コストも低下した。

こうした自治体債券の動向等もあり，州が発行する州債についても，いくつかの州が集まって共同発行する動きがでてきた。96年8月にベルリン，ヘッセン，ハンブルグなど７州が40億マルクの債券（発行期間10年，返済義務は各州が資金取得額に応じて負担）を共同発行したのが手始めとなり，以後こうした共同発行の動きが続いている。当初は格付けなしで発行され，国際的な機関投資家の消化もあまり多くなかったが，その後は欧州系の投資家を中心に国際的に消化されてきている。発行条件はその時の市場情勢にもよるが，連邦債＋15～20ベーシス・ポイント程度である。

また，近年では，共同発行ではないが，有力な州が米国のムーディーズやＳ＆Ｐなどの格付けを取得し，大型のロットで海外投資家の消化を狙いに発行するケースもでてきている。通貨統合にともなう市場の拡大もあって，州レベルでの格付け取得の動きが広がっている。一方で，格付けが発行条件に及ぼす影響が大きくなると，格付けが高い州は格付けが低い州と共同発行する誘因が乏しくなるなどの問題もある。

日本においても，地方債の共同発行は可

第１１図　ドイツの債券発行残高の推移

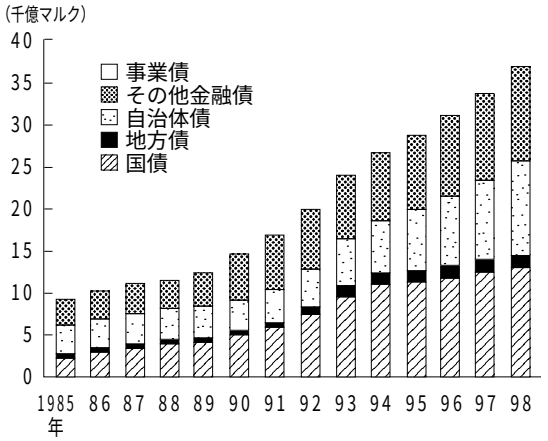

資料　Deutsche Bundesbank, Capital Market Statistics
(注) 1. 国債は連邦債のほか政府関係機関発行債券を含む。
2. その他金融債は抵当債など自治体債以外の金融債。

能であるが（地方財政法第5条の６），国内では共同発行が行われた事例は今のところない。日本の地方債の今後の共同発行の可能性をさぐるうえでも，ドイツの動きは参考となろう。

（注24） ドイツの州間財政調整制度とは，ドイツ国民がどの州でも「同価値の生活条件」を得られる（ドイツ基本法）ように，財政力の豊かな州から財政力の乏しい州に資金移転をする制度で，日本の地方交付税制度に類似のものである。ドイツ統一により旧東ドイツ州が加わったことで，巨額の資金移転が行われるようになった（詳しくは飯野由美子「ドイツのレンダー・ジャンボ債発行」地方債協会『地方債月報1998年11月号』参照）。

５．資金調達・運用をめぐる環境変化への対応

（1） 資金調達をめぐる環境変化への対応

これまで，日本の地方公共団体の資金運用と調達の現状，地方債制度の変化や時価会計の導入，ペイオフ導入など地方公共団体の金融活動を取り巻く環境変化について述べてきた。また，米国やドイツなど海外の動向について考察してきた。本章では，こうした環境変化や分析を踏まえて，地方公共団体の資金調達と運用の今後の対応方向や課題について考えてみたい。

第２章でも述べたように，地方公共団体の資金調達には一時借入金と地方債があるが，一時借入金は年度内に償還するものであり，中心となるのは地方債である。地方債を取り巻く環境は，発行体側では許可制度から事前協議制への移行があり，投資家側では財政投融資改革や時価会計の導入などの制度変化がある。こうしたなかで，地方債の民間等資金の最大の引受者である地銀（その業界団体である地銀協）が地方債のあり方について要望書を出すなどの動きも出ている（注25）。地銀協の要望の内容は，公募債の比重拡大や発行体の信用度に応じた発行条件の見直し，発行ロット拡大や商品性多様化による流通性の向上などであるが，地方債の流通性が乏しいなかで，引受け後含み損を抱えるケースが多く，時価会計の導入でこうした含み損が表面化する恐れがあることなどが，こうした要望の背景にあろう。

これらの要望書でも主張されているように，地方債市場の問題点の一つは流通性が乏しいことであり，流通市場の厚みを増していくことが今後の課題となる。流通市場が発達し機動的な売買が可能であれば，含み損を抱えるリスクや時価会計で決算期末に損失を計上するリスクも小さくなる。また，発行体である地方公共団体にとっても，機動的な資金調達が可能となり発行コストの低下につながることから基本的に望ましいことといえる。地方債の流通性が乏しい理由には，民間市場を対象とした発行が量的に少ないうえに，銘柄数（発行体数）が多く，かつ発行ロットが小さいことなどがある。

地方債の流通市場の発達のためには，民間市場を対象とする発行量の増加，特に，市場公募債の増加が必要ではないかと思われる。地方債の発行残高は96年度末で164兆円に達しているが，政府資金と公庫資金（いずれも証書形式）が約６割を占め，残りの民

間等資金のなかでも証書形式のものが全体の1割程度あるため,証券形式で発行されるのは地方債発行残高の３割程度（50兆円強）に限られる。さらに市場公募債となるとそのうちの４分の１程度で，年度間発行額も98年度で1.8兆円にすぎない。市場公募債の発行増加には，地銀協が要望している公募地方債発行団体における公募債の比重拡大とともに，現在28団体にとどまっている公募地方債発行団体を増やすことも必要であろう。たとえば，47都道府県や一定規模以上の都市（たとえば人口30万人以上の中核市[注26]など）まで段階的に広げていくことなども考えられる。

2001年度からの財政投融資改革では，財政力の弱い地方公共団体に対しては郵貯や簡保積立金による直接融資が例外的に行われることとなったが,「財政力が弱い地方公共団体」の範囲は必ずしも明確ではない。郵貯や簡保の直接融資や財政融資資金からの借入等からなる政府資金は，小規模の都市や町村などに極力限定し，前記のように，都道府県や中核市等一定規模以上の都市については民間資金による調達を主体とし，順次公募団体に加えて市場公募債の発行を可能としていくことが望ましいのではないかと思われる。公募地方債が増えて，米国の地方債市場のように発行市場や流通市場が拡大すれば，郵貯や簡保の市場運用も広がり，財政投融資改革の本来の趣旨にも沿うこととなる。

発行ロットの拡大については，政府資金から民間資金へのシフトで発行量が増加すれば発行ロットの拡大にもつながるほか,地方自治体間の共同発行の活用も一つの方法であろう。幾つかの地方自治体が一体となって行う広域的な建設事業などであれば，資金需要や資金の返済も似通ったものとなり，共同発行を利用する余地がある。この点はドイツの事例が参考になろう。

地方債市場の課題の第二は，前記の地銀協の要望にもあるように，発行体の信用力を反映した価格形成の実現である。発行条件については，地方債許可制度や地方財政計画，地方交付税制度などを通じて償還が保証されているとの考え方から，全地方公共団体が均一的な条件となっている。しかし，今後の地方分権推進のなかで，地方への財源移譲が進み交付税制度が変化していけば，こうした前提も変わる可能性がある。90年代に地方財政が悪化したが，米国のように格付けによって市場の評価を受けることは，地方公共団体の財政規律を保つためにも意義のあるものと考えられる。

第三の課題は，地方債の商品性の改善である。これまでは10年債が大部分で金利変動リスクが大きかったほか，繰上償還リスクなども投資家が地方債購入をためらう要因の一つであった。この点については，５年債の発行（2000年度）や繰上償還条項の削除など改善が進みつつあるが，国債はすでに２,４,５,６年債の発行が行われるなど多様化が進んでおり,地方債についても引き続き商品性改善が進むことが期待される。

第四の課題として，地方債の個人消化の問題がある。日本の地方債の保有構造をみ

ると，郵貯や簡保，生保や地銀などの機関投資家の保有が多く，個人消化はこれまで低調であった。これは国債などその他の債券にも共通しているが，地域の政府である地方公共団体が発行する債券という性格を考えれば，もっと個人消化が進んでもよいと思われる。特に，今後において，前記のような公募団体の増加を想定した場合には個人消化の拡大が不可欠である。米国で地方債の個人消化が進んでいることの理由の一つに，連邦所得税が免除されていることがある。個人消化が進むためにはそれなりの魅力が必要であり，たとえば，各地方自治体の権限で設定可能な特典（地方自治体が提供する有料サービスの割引など）を付与した地方債の発行なども考えられよう。

（注25） 地銀協が公表した地方債に関する要望書として，「時価会計時代における非公募地方債のあり方について」（2000年２月16日付）と「今後の地方公共団体との取引のあり方」（2000年6月14日付）があるが，これらのなかで，①公募地方債発行団体における公募債の発行比重拡大，②地方公共団体の信用度に応じた発行条件の見直し，③発行ロットの拡大と発行時期平準化等による流通性の向上，④償還期限の短期・多様化，⑤繰上償還条項の完全撤廃，⑥公募債を発行しやすい環境整備，⑦金利変動型地方債の導入，などが要望されている。

（注26） 自治省（現総務省）によれば，中核市の要件は人口30万人以上で面積100km^{2}の市であり，この要件に該当する市は34市存在する。47都道府県と12政令指定都市とを合わせると93となり，これらが公募団体となれば，現行の28から３倍強に増加する。

（2） 資金運用をめぐる環境変化への対応

地方公共団体の資金運用をめぐる当面の課題は，ペイオフ対応である。第１章で述べたように，地方公共団体が保有する現金は，法律によって「確実かつ有利な」方法による運用が求められている。ペイオフ導入後は，公金預金も預金保険の対象となるが，保険金支払は１金融機関当たり１千万円までに限られるため，これを超える資金の保全が検討課題となる。

このための対策として，第３章(3)で述べたように，地方公共団体側で，公金預金を地方債を含む借入金と相殺する契約とすることや取引金融機関の数を増やし預金を分散化することなどが検討されており，金融機関側では一部の業態で特別の基金を設置する案などが検討されている。

米国の地方公共団体の資金運用では，預金の保有は少なく，TBなどの短期金融市場商品による運用や，国債や政府機関債を担保としたレポを多く利用している。日本においても，資金運用の規模が大きい都道府県や大都市においては，「確実かつ有利」な条件を満たす運用として，TB（短期割引国債）やFB（政府短期証券）などの直接保有のほか，国債などを担保とするレポ（現金担保付債券貸借取引等）等による市場運用拡大も考慮の余地があろう。

レポの場合，資金の利用期間に応じて期日がある程度自由に設定でき，金利も同期間のその他の短期金融市場商品との裁定が働いているため，通常の短期金利での運用が可能である。担保として国債等の債券を取得することができ，決済等も国債振替決済制度に加入すれば現物を保有することの事務負担もない。また，金融機関にとって

も，預金と比べて担保を提供する必要はあるが，預金保険料負担や準備預金コストが節約できるメリットがある。

地方債の市場調達が進んでいけば，市場の動向に習熟し市場取引の事務にも精通した職員が増えてくる。こうした職員が資金運用面での役割も担うことで，資金の調達と運用の両面で市場と向き合う体制が形成されていくのではないかと思われる。

おわりに

20世紀の日本経済は，中央集権的体制のもとで目覚ましい経済成長を遂げたが，90年代にこうした体制が行き詰まり，21世紀は分権型社会の構築が求められている。中央集権体制下での地方公共団体は，３割自治ともいわれるように，交付税や補助金，許可制による地方債発行など財政収入の過半を国に誘導されていた。しかし，2000年４月の地方分権一括法の施行を機に，地方分権の方向に動き出している。

地方分権が実のあるものになるためには，財政収入の過半は地方公共団体自らが調達するとともに，健全な財政運営を行っていく必要がある。そのためには，市場によるチェック機能が働く体制が望ましいのではないかと思われる。市場原理が働く厚みのある地域の金融市場を育成するために，地方公共団体自らが積極的な情報開示を行いつつ，資金の調達・運用者として市場に参加し，国もこれを後押ししていくことが望ましいと思われる。

〈参考文献〉

１．地方債制度研究会編『地方債－民間等資金』ぎょうせい1996年
２．高寄昇三著『現代地方債論』剄草書房，1988年
３．日本格付投資情報センター編『地方債格付け』日本経済新聞社1999年
４．碓井光明著『要説自治体財政・財務法』学陽書房1997年
５．地銀協「時価会計時代における非公募地方債のあり方について」（2000年２月16日）
６．地銀協「今後の地方公共団体との取引のあり方」（2000年６月14日）
７．福浦裕介「財政投融資制度の抜本的改革と地方債」地方財務協会編『地方財政』2000年７月号
８．郵政省「郵貯・簡保資金運用研究会最終報告―資金運用の基本方針について―」2000年６月９日
９．朝日監査法人編『金融商品会計の実務』東洋経済新報社2000年
10．三村泰司「指定金融機関（地方銀行）からみた地方債について」地方債協会『地方債月報』2000年５月号
11．宮元義雄著『地方財務制度と指定金融機関』金融財政事情研究会1965年
12．宮元義雄著『地方財務事務』学陽書房1991年
13．吉野直行「ゼロ金利政策・財政投融資改革と地方債」地方債協会『地方債月報』2000年５月号
14. John E. Petersen and Dennis R. Strachota, Local Government Finance Concepts and Practices, Government Finance Offices Association, 1991
15. Wilson White, The Municipal Bond Market：Fundamentals, Vantage Press, 1999
16. Christopher N. Orundorff Ashvin Ayal, Investing Local Government Funds, Mcgraw-Hill, 1997
17. Marcia Stigum, The Money Market, Business One Irwin, 1990
18．吉田仁美「ドイツ地方債発行の変容」公社債引受協会『公社債月報』98年11月号
19．飯野由美子「統一後ドイツの資本市場－自治体債市場の新展開を中心に－」地方債協会『地方債月報』97年11月号
20．飯野由美子「ドイツのレンダー・ジャンボ債発行」地方債協会『地方債月報』98年11月号

（鈴木　博・すずきひろし**）**

バランスシート作成と財政再建

―― 国及び地方自治体におけるバランスシート作成の動向と今後 ――

〔要　　旨〕

1．近年，公的セクターでのバランスシート導入が急増している。昨年10月には，わが国で初めて国のバランスシートが試作された。地方自治体では国に先行する形で，多くの自治体がすでにバランスシートを作成公表しており，昨年３月には自治省（現総務省）から作成の統一基準が提示された。

2．地方では1987年に熊本県によって初の地方自治体のバランスシートが作成された。自治省のマニュアルが公表されるまでにバランスシートを作成した都道府県は三重県，宮城県，東京都，神奈川県など13団体にのぼっている。

3．このような背景には，現行の公会計に多くの問題があることが指摘されているからである。現在の政府の会計制度は現金主義をとっており，ストックよりもフロー，決算（結果）よりも予算が重要視されている。また財務情報の公表についても，国レベルでは一般会計，地方レベルでは普通会計の情報が重要視され，国や地方政府の出資する特殊法人等も含めた全体像は把握しにくい状況である。さらにこのことが，財政悪化が叫ばれるなかで，隠れ債務の存在を不安視する国民の懸念材料にもなっている。

4．以上のようななかで，国及び地方政府によるバランスシートの導入が進んでいるが，依然として初期段階であり，その作成の位置づけ，活用状況についてはまだ確立されていない。国民がバランスシート作成に期待しているものは，財政再建に資するための情報提供，効率的財政運営に向けた一つのステップであり，今後のより深い進展を期待したい。

目　次

はじめに
１．国のバランスシート作成
２．地方自治体のバランスシート作成の現状
３．自治省方式と東京都の「機能するバランスシート」
４．バランスシート作成と財政運営の効率化

はじめに

昨年10月10日に大蔵省によりわが国初めての国のバランスシートが発表された。しかし，特殊法人や地方自治体との連結がなされていないことが，大きな問題点の一つと指摘された。一方で，地方自治体側におけるバランスシート作成は国より早くから始まっていた。1987年から始めた熊本県を筆頭に現在100以上の自治体が財務諸表を公表している。

本稿では，このような地方自治体のバランスシート作成の現状を紹介し，政府のバランスシート作成の意義について整理したい。

１．国のバランスシート作成

昨年10月10日に，わが国初の「国の貸借対照表（試案）」が公表された。「財政事情の説明手法に関する勉強会」と称する学者，会計士等からなる有識者と大蔵省（現財務省）が中心となって，１年がかりでまとめたものである。

また同時に，上記勉強会の参加者の連名でだされた「国の貸借対照表の基本的考え方」という冊子のなかで，国のバランスシート作成の目的は，国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）の向上と表明している。そして貸借対照表の公表の結果，「国の資産・負債に係わる各種の情報について，一覧性のある形で説明することができるようになり，単なる財政状況の説明にとどまらず，国の広範な活動の全貌を俯瞰する手がかりをも与えることになる」（「国の貸借対照表の基本的考え方」より抜粋）としている。

特徴としては年金債務を３案に分けて表示したことである。年金の将来給付現価を将来の保険料収入，積立金，国庫負担と三つに区分し，積立金分のみを負債計上（アメリカ方式と同様），積立金及び国庫負担分を負債計上，将来給付を全額負債計上という三つの案を提示した（第１表）。この結果，資産・負債差額は最小でマイナス約133兆円，最大でマイナス約776兆円となったが，これは現行年金制度及び様々な要因を仮置きしたものであり，公的年金の問題は大きな懸念材料の一つではあるが，この債務超過額の部分に注目が集まりすぎてしまったとも言える。

当該バランスシートの対象は国の一般会計及び38の特別会計であり，その会計間の債務・債権は相殺され，例えば公債残高についてみると，発行残高約315兆円に対して資金運用部特会，郵貯特会等の政府の保有

第1表　国の貸借対照表（試案）

――1999年３月31日現在――

（単位　兆円）

資産の部			負債及び資産負債差額の部	
現金預金		33	未払金及び未払費用等	12
有価証券		106	郵便貯金	252
未収金及び未収収益等		22	資金運用部預託金	7
貸付金		267	民間保有短期証券	24
その他の債券		19	民間保有公債	187
貸倒引当金等		△ 1	借入金	3
有形固定資産	土地	31	保険準備金等	112
	立木竹	6	退職給与引当金等	28
	建物	8	公的年金負債　①	791
	工作物	5	②	928
	機械機具	6	③	1,435
	船舶	1		
	航空機	1		
	公共用用地	26	（資産・負債差額）	
	公共用施設	81	①	△132
投資等		39	②	△269
			③	△776
資産合計		658	負債及び資産・負債差額合計	658

資料　大蔵省（現財務省）

（注）　公的年金にかかわる負債の考え方

〈年金の将来給付現価〉

将来の保険料収入
積立金
国庫負担

①案　公的年金の将来給付は負債計上しない。但し，積立金分は預り金として負債計上アメリカ型

②案　公的年金の将来給付の一部（積立金と国庫負担分）を負債計上

③案　公的年金の将来給付全額を負債計上

する分約128兆円は差し引かれ，約187兆円が計上されている。また，財投融資制度の下での貸出については，地方公共団体や住宅金融公庫等の特殊法人への貸付金として計上されている。欄外に偶発債務として特殊法人への政府保証約53兆円や未履行債務を注記している。

財政の透明性を高めるという目的のもとに作成された国のバランスシートであったが，特殊法人及び地方自治体という公的セクター全体の把握には至っていない。つまり，国民が最も不安視している特殊法人等は連結されていなかった。

アメリカにおいてGASP（アメリカ公会計基準審議会）が概念意見書のなかで，政府の財務報告の情報が有すべき特性を示している。

①理解可能性

②信頼性

③適切性

④適時性

⑤首尾一貫性

⑥比較可能性

以上六つの点からみてもわが国の貸借対照表はまだ試作という域を出ていないといえる。この度のバランスシート作成にあたってはアメリカの状況が大きく意識されたようであるが，ニュージーランド，イギリスなどの先進国ではさらに進んで，いわゆるNPM（ニューパブリックマネジメント）の考え方に基づき，行財政活動における効率的運営のための一環として位置づけられている。

国のバランスシート作成は，来年も引き続き行われるようであるが，技術的面ではなく，そのバランスシートの位置づけに対する認識がより重要であろう。その意味でも，国に先行している地方自治体の動向を次に紹介する。

２．地方自治体のバランスシート作成の現状

前述のように昨年10月に国のバランスシートが示されたが，地方自治体においてはより早い段階から情報公開を目的に始まっていた。わが国ではじめてバランスシートが導入されたのは1987年の熊本県で

ある。その後は数多くの地方自治体が独自に作成しており，昨年３月には，自治省(現総務省）からバランスシート作成マニュアルが公表されるに至った。

自治省が昨年10月に発表した2000年８月末時点での地方自治体のバランスシート作成状況をみると，都道府県レベルでは作成済み17団体，作成中は30団体であり，全自治体が作成中あるいは作成済みという状況であった。大半が自治省方式を採用あるいは再度自治省方式を導入しているが，引き続き３団体（東京都，神奈川県，宮城県）が独自方式での作成公表を進めている。市町村区レベルでは，作成済み団体は56(全自治体に占める割合は1.7%）であり，2,669（全体の82.1%）が作成または検討を行っている（第１,２図)。

第1図　地方自治体におけるバランスシートの作成状況

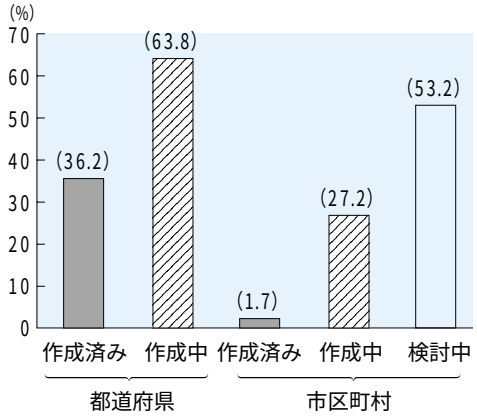

資料　自治省「地方公共団体のバランスシート作成状況について」

第2図　都道府県のバランスシート

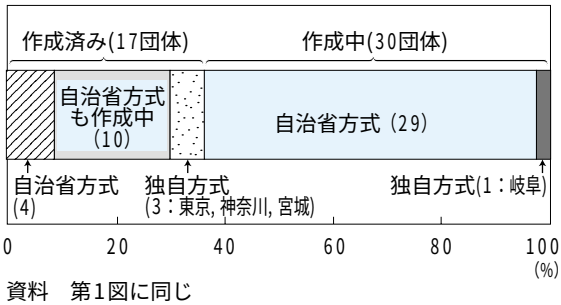

資料　第1図に同じ

はじめてバランスシートを作成したのは熊本県であるが，その1987年に始まって昨年までの動向をまとめたものが，第２表である。

自治省方式が発表される前までにバランスシートを作成した都道府県は13団体であった。昨年公表された自治体のバランスシートは大半が自治省方式を採用しているが，そのなかで宮城県，東京都，神奈川県等が同方式でのバランスシートを採用しないのは，すでにより充実した独自方式を開発しているからであると考えられる。

自治省方式は統一基準で比較可能であるということがメリットであるが，これまでにも(財)社会経済生産性本部(神奈川県藤沢市等）や構想日本（岩手県，三重県，宮城県，高知県など９県と15市区町）などは各自治体の貸借対照表が比較可能なように独自に作成基準の統一化をはかってきた。

それぞれのバランスシート作成方式において違いが出てくる主要な項目をみてみると以下のようになる。

①インフラ資産の計上
（決算統計積み上げor財産基本台帳，取得原価主義or時価主義）

②減価償却の有無

③退職給与引当金の取り扱い

④債務負担行為（計上or注記）

⑤連結範囲
（普通会計のみor企業会計等も含む連結）

第2表　都道府県のバランスシート公表

	自治体名（作成体制など）	概　　要
1987年 10月	熊本県 熊本県総務部 (財)地方自治協会方式	貸借対照表＋収支計算書(経常＋資本)。決算統計の普通建設事業費の累計額を試算の取得価額に設定し，後のバランスシート作成に大きく影響
1998年 ３月	**<u>三重県</u>** 三重県総務部	普通会計貸借対照表＋普通会計収支計算書 94年度末～98年度末まで公表済み
1999年 ３月	**宮城県** (財)宮城総合研究所に委託。宮城大学教授天明茂氏専門家及び庁内関係課職員による合同研究pjチーム編成	普通会計と公営企業９会計（法適用・法非適用）との連結貸借対照表等財務諸表。貸借対照表＋損益計算書＋資金計算書。91年度末～97年度末分を時系列で公表。継続して98年度末公表済み
７月	東京都 都財政局財政課	財政再建推進プランの(別紙)として公表。普通会計のみ対象 **→2000年５月に連結「機能するバランスシート」を公表**
８月	神奈川県 神奈川県財政課	普通会計のみ対象。97年末時点 道路，港湾などの公共土木施設の資産評価の際，決算統計を使用せず財産台帳を基に時価評価を採用
８月	広島県	西日本ではじめて。インフラ外資産は減価償却を行う
９月	京都府	府議会本会議の代表質問で荒巻知事が公表。毎年試算することを表明
９月	鳥取県	インフラ資産を除いても，資産が負債を上回っていることを公表し，財政の健全性を表明
11月	山梨県	99年度からの３年間で取り組む新行政改革大綱案に盛り込まれ，94～98年度末まで公表
2000年 ３月	**<u>滋賀県</u>**	健康福祉部門，教育部門，土木部門についても部門別貸借対照表を試算
４月	**岩手県** 構想日本等との共同研究	バランスシートと行政コスト計算書を合わせて公表
４月	**<u>秋田県</u>**　同上	同上
５月	**<u>高知県</u>**　同上	同上
６月	富山県	自治省方式
７月	**<u>静岡県</u>**	自治省方式
７月	佐賀県	自治省方式
８月	兵庫県	自治省方式

資料　自治省及び各自治体ホームページ
（注）　**下線（太字）**…構想日本との共同研究メンバー

⑥地方債

（交付税措置のある地方債残高の取り扱い）

⑦資金収支計算書等の作成

自治省のマニュアル発表以前にバランスシート作成に踏み切った自治体の背景をみると共通項が浮かび上がる（第３表）。

熊本県は87年当時第２期細川知事の下，県財政の効率化のため，民間企業の経営感覚を持ち込もうという目的で貸借対照表の作成が行われた。三重県は95年より国政から転身した北川知事のもと，強力に行財政改革に取り組み始めた。

宮城県では，知事・市長による汚職によって不透明な行財政活動が批判されるなか，無党派の浅野知事の当選により行財政改革・情報公開の徹底が推進されることになった。東京都，神奈川県の場合も財政危機宣言をせざるをえないところまで追い込

第3表　各地方自治体のバランスシート比較

		熊本県	三重県	宮城県	神奈川県	藤沢市	臼杵市
発表年		1987年	1998年	1999年	1999年	1997年	1998年
作成担当		県総務部により(財)地方自治協会方式を採用	県総務部政策評価推進課	(財)宮城総合研究所及び庁内関係職員との合同プロジェクト	県財政課	(財)社会経済生産性本部	臼杵市バランスシート係
作成発表した体系		バランスシート 収支計算書 ・経常的収支 ・資本的収支	貸借対照表 収支計算書 ・経常会計 ・建設会計	貸借対照表 損益計算書 資金計算書	資産負債対照表	貸借対照表 収支計算書 ・資本収支 ・経常収支 その他	貸借対照表
範囲		普通会計	普通会計	普通会計及び公営企業会計全9会計との連結	普通会計	普通会計	普通会計
資産に関して	インフラ資産の評価	取得原価主義 1965年以降の決算統計を累計	取得原価主義 1965年以降の決算統計を累計	取得原価主義 普通財産は時価評価 1970年以降の決算統計を累計	時価主義 財産台帳	取得原価主義 1970年以降の決算統計を累計	取得原価主義 普通財産は時価評価 1970年以降の決算統計を累計
	減価償却の考え方	道路，橋梁は15年，その他は耐用年数40年として計算	耐用年数50年で計算	インフラ資産は計算せず，インフラ外資産は目的費目別に設定	計算しない	インフラ資産は計算せず	インフラ資産耐用年数20年残存価額50%，インフラ外資産40年，10%
負債について	債務負担行為	注記	流動負債の未払金	注記 一部を未払金	無し	注記	無し
	交付税措置の地方債	区別無く総額計上	区別無く総額計上	区別無く総額計上	区別無く総額計上	区別無く総額計上	交付税措置のある市債についてはその額を注記
	退職給与引当金	計上無し	期末要支給額の20%	期末退職要支給額の100%	期末要支給額の100%	計上無し	期末退職要支給額の40%

資料　東京都「機能するバランスシート」及び各地方自治体ホームページ
（注）　取得原価主義：有形固定資産の評価額は決算統計の普通建設事業費の額を累計することにより算定。

まれた深刻な財政悪化が背景にあり，石原都知事に象徴されるような改革派の首長が誕生した。

市町村レベルで最も先進的な自治体の一つである大分県臼杵市のケースも同様である。同市はバランスシート導入についてそのプロセスもホームページで公開するなど積極的な取り組みをしており，他の自治体から多くの視察があるという。同市は95年決算において自治省から財政再建計画の提出を求められる「公債費の適正化団体」に指定された。また同時期に後藤市長という地元大手製薬会社の社長であった民間出身の首長が誕生し，民間企業の経営手法を行財政改革に導入していくことになる。

このように深刻な財政危機あるいは行政への不信，そのなかでの強力な改革推進派の首長（リーダー）の誕生が上記自治体には共通しているといえる。

３．自治省方式と東京都の「機能するバランスシート」

ここでは具体的に自治省方式と東京都の「機能するバランスシート」について紹介する。

昨年３月に公表された自治省マニュアルの特徴としては，対象範囲がまだ普通会計に限定され，有形固定資産の評価額は取得原価主義（但し,土地以外は減価償却）を採用していることである。また，地方自治体によっては，地方債残高のうち交付税措置のある地方債を区別して計上したり，欄外に注記することで，その地方債残高のすべてが単独の将来負担ではないことを示しているが，自治省方式では「必要に応じ付属書類で表示」としている。財務分析としては住民一人当たりのバランスシートの作成も推奨している。

各自治体が独自に作成していた段階では，作成手法が様々であり比較が難しいという問題点があったが，この統一基準により比較が可能になった。また，作成を補助するソフトも同時に配付したといわれ，昨年春以降バランスシートを作成する地方自治体は急激に増え，その大半が自治省方式に依っている。

一方，東京都は2000年５月に「機能するバランスシート」を公表した。都としては

第4表　東京都の「機能するバランスシート」と自治省マニュアル

		東京都「機能するバランスシート」	自治省マニュアル
発表年月		2000年５月	2000年３月
作成者等		中地宏氏(東京都参与)を中心とする専門家グループ	「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」
作成発表した体系		貸借対照表，行政コスト計算書，キャッシュフロー計算書等	貸借対照表
特徴等		自治体ではじめて地方公社まで連結。また部門別バランスシートも導入し，例示として多摩ニュータウン計画を財務評価。損切りルール等を提言	団体間比較を可能にするために統一基準を提示。また今後の財務分析に資するよう住民一人当たり値の算出を提言
範囲		普通会計，特別会計，公営企業，東京都管理団体を含む都の活動全体	普通会計
資産関連	固定資産	取得原価主義 財産台帳を基に評価。道路・橋梁については1969年度以降の決算統計を積み上げし欄外注記	取得原価主義 1969年以降の決算統計の普通建設事業費を累計
	減価償却	地方公営企業法施行規則等による耐用年数等を利用	土地は計算せず その他は普通建設事業費の区分ごとに耐用年数を設定
負債関連	債務負担行為	付属説明書に注記 「工事請負契約及び物件購入契約等」については未払金に計上	PFI等に関しては見返り財源を計上，第三セクター等の損失保証等にかかわる債務負担行為の設定額は債務が確定分を除き欄外注記。利子補給等にかかわるものも注記
	地方債の交付税負担分		区別無し 参考として添付可
	退職給与引当金	要支給額の100%計上	要支給額の100%計上

資料　自治省及び東京都ホームページ

第5表　東京都全体のバランスシート（抜粋）

（単位　億円）

	東京都					東京都管理団体			全体合計	対普通会計倍率
	普通会計	特別会計	小計	公営企業会計	合計	株式会社	公益法人等	計		
流動資産	4,505	164	4,669	9,291	13,960	6,111	3,260	9,371	23,331	5.2
現金預金	227	163	390	5,907	6,297	928	1,263	2,191	8,488	
貸付金	0	0	0	285	285	0	42	42	327	
その他	4,278	1	4,279	3,099	7,378	5,183	1,955	7,138	14,516	
固定資産	122,764	2,935	125,699	130,033	255,732	16,274	13,297	29,571	269,369	2.2
有形固定資産	92,610	2,816	95,426	105,863	201,289	7,419	331	7,750	209,039	
貸付金	17,900	119	18,019	9,835	27,854	532	333	865	14,212	
その他	12,254	0	12,254	14,335	26,589	8,323	12,633	20,956	46,118	
繰延資産	152	0	152	95	247	11	0	11	258	1.7
資産合計	127,421	3,099	130,520	139,419	269,939	22,396	16,557	38,953	292,958	2.3
流動負債	8,956	38	8,994	3,492	12,486	4,215	1,712	5,927	18,413	2.1
未払金	3,714	1	3,715	2,089	5,804	322	632	954	6,758	
借入金	5,184	36	5,220	-	5,220	3,509	226	3,735	8,955	
その他	58	1	59	1,403	1,462	384	854	1,238	2,700	
固定負債	97,032	2,234	99,266	69,629	168,895	15,759	12,872	28,631	183,019	1.9
未払金	12,353	0	12,353	0	12,353	125	1	126	12,479	
借入金	70,451	1,991	72,442	58,421	130,863	14,847	11,032	25,879	142,235	
その他	14,228	243	14,471	11,208	25,679	787	1,839	2,626	28,305	
負債合計	105,988	2,272	108,260	73,121	181,381	19,974	14,584	34,558	201,432	1.9
資本金	0			39,297	39,297	3,206		3,206	41,076	
法定準備金				0	0	6		6	6	
剰余金				27,001	27,001	△790		△790	26,211	
うち当期末処分利益				△452	△452	△193		△193	△645	
正味財産	21,433	827	22,260		22,260		1,973	1,973	24,233	
うち当期正味財産増減額	△ 14	363	349		349		64	64	413	
資本（正味財産）合計	21,433	827	22,260	66,298	88,558	2,422	1,973	4,395	91,526	4.3
負債・資本合計	127,421	3,099	130,520	139,419	269,939	22,396	16,557	38,953	292,958	2.3

資料　東京都「機能するバランスシート」

二度目のバランスシート作成公表になるが，今回示された「機能するバランスシート（中間報告）――東京都の経営を考える冷徹な用具――」と題された報告書は，石原都知事が選挙戦で公約していたこともあり，中間報告であるが非常に先駆的内容となっている。６名の専門家チームによるもので，都財政に対して厳しい示唆を与えている。

同報告書は，従来普通会計にとどまっていた対象範囲を都全体，つまり普通会計はもちろん公営企業会計や64の東京都管理団体（株式会社，公益法人等）まで含めたことで，わが国ではじめて１自治体におけるすべての財務情報を提供することを試みた。第５表から見て取れるように，従来提供さ

第6表　多摩都市整備本部全体のバランスシート（1998年度末）

（単位　百万円）

	多摩都市整備本部				東京都管理団体（多摩都市整備本部所管）			合計	重複控除	全体
	普通会計	新住宅市街地再開発事業会計	相原小山開発事業会計	計	㈱多摩ニュータウンセンター開発	㈱東京スタジアム	計			
流動資産	488	10,637	81	11,206	1,192	5,084	6,276	17,482		17,482
現金預金	86	10,556	17	10,659	715	4,621	5,336	15,995		15,995
貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0		0
その他	402	81	64	547	477	463	940	1,487		1,487
固定資産	170,220	77,733	64,442	312,395	32,079	3,641	35,720	348,115	36,355	311,760
有形固定資産	121,561	77,733	64,436	263,730	32,062	3,593	35,655	299,385	0	299,385
貸付金	35,081	0	6	35,087	0	0	0	35,087	35,081	6
その他	13,578	0	0	13,578	17	48	65	13,643	1,274	12,369
繰延資産	0	0	0	0	0	79	79	79	0	79
資産合計	170,708	88,370	64,523	323,601	33,271	8,804	42,075	365,676	36,355	329,321
流動負債	994	1,785	1,968	4,747	7,728	11	7,739	12,486	0	12,486
未払金・未払費用	994	81	64	1,139	167	11	178	1,317		1,317
借入金	0	1,704	1,897	3,601	7,439	0	7,439	11,040		11,040
その他	0	0	7	7	122	0	122	129		129
固定負債	29,439	120,317	90,691	240,447	29,567	59	29,626	270,073	35,081	234,992
借入金	29,439	120,317	78,776	228,532	11,605	0	11,605	240,137	35,081	205,056
未払金	0	0	11,915	11,915	11,204	0	11,204	23,119		23,119
その他	0	0	0	0	6,758	59	6,817	6,817		6,817
負債合計	30,433	122,102	92,659	245,194	37,295	70	37,365	282,559	35,081	247,478
資本金					1,794	9,593	11,387	11,387	1,274	10,113
法定準備金					0	0	0	0		0
剰余金					△5,818	△ 859	△6,677	△6,677		△6,677
うち当期末処分利益					△ 864	△ 215	△1,079	△1,079		△1,079
正味財産	140,275	△33,732	△28,136	78,407				78,407		78,407
うち当期正味財産増減額	△1,394	△ 612	△3,908	△5,914				△5,914		△5,914
資本合計	140,275	△33,732	△28,136	78,407	△4,024	8,734	4,710	83,117	1,274	81,843
負債・資本合計	170,708	88,370	64,523	323,601	33,271	8,804	42,075	365,676	36,355	329,321

資料　東京都「機能するバランスシート」（抜粋）

れてきた財務情報の普通会計の規模に比べて，都全体の活動規模が非常に大きいことが読み取れる。

また，部門別バランスシート（管理会計）を導入し，例示として多摩ニュータウン計画について検討した。このことによって，同事業がすでに財政的に破綻しているという結論を導いている。さらに，今後の対応策として損切りルールなどを提言するなど財政再建に向かう指摘を行っている。バランスシート作成の目的が行政評価，事業評価に資するべき情報提供ということを明白に語っていると言える（第6表）。

４．バランスシート作成と財政運営の効率化

国や地方自治体のバランスシート作成及び公表の目的はなんであろうか。国が先般バランスシートを作成公表した背景には，国の財政制度の複雑さと情報公開の不十分さからくる国民からの不信感があった。バブル崩壊後の景気低迷と度重なる景気対策によって国債を増発し日本政府の債務残高は史上最悪のレベルを更新し続けている。しかし，様々に分断された情報提供のため，一覧性のあるわが国の財政の状況が見えにくくなっており，このことが逆に隠れた債務がまだまだたくさんあり，実際はもっと悪いのではないかという不安感を生んだ。また，現行では国の予算情報は多く提供されても，本来重視されるべき結果（決算）の情報は軽視されてきた。現金主義がとられていることから，１年の間の収支のみに神経が集中され，ストック情報（負債と資産）が不十分であった。負債（国債や地方債等）の残高は示されても，それに見合う資産が形成されているのか，それとも債務のみが残っているだけなのか等については，国民は把握のしようがなかった。

このようななかで，実際のわが国の財政状況を的確に把握することが要望され，不透明さからくる国民の不安感を取り除くためにバランスシート作成が期待されたといえる。もちろんその裏には，バランスシート作成に引き続く財政再建への強い要望があったことも事実であろう。

つまり，徹底した情報公開による透明性の確保，さらに進めば財政運営の効率化あるいは財政再建に資するものとしてバランスシートを利用していこうというのがバランスシートの作成に期待された目的であると考えられる。

自治省の作成マニュアルは各自治体で進行していたバランスシート作成方式を統一し，各自治体が作る貸借対照表を比較可能にしたことは評価ができることであったが，一方で各自治体の独自努力にストップをかけてしまったことは否めない。自治省方式を採用している自治体ほどバランスシート作成の目的，あるいはその背景にあるものを理解できていないという指摘もある。つまりバランスシート作成は財政の効率的運営，透明性の確保へ向けた一つの通過点であると期待されたものが，実際は作成自身が目的化している。

もちろん，バランスシート自身が何かをしてくれるわけではなく，それによって何を知り，財政の効率化にどのように利用していくのかは，中央政府あるいは地方政府自身のこれからの問題である。東京都の「機能するバランスシート」によって指摘されたことが，実際に都行政に活用されていくことを期待したい。

（注） 2001年１月よりの中央省庁再編で自治省は総務省となったが本文中はすべて旧称で表示している。

（丹羽由夏・たんばゆか**）**

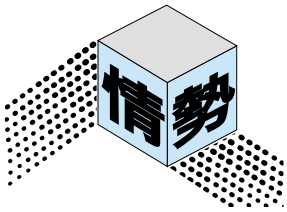

地域コミュニティを支える漁協組織

―― 第19回漁協信用事業アンケート調査結果から ――

はじめに

近年，漁獲高の減少や魚価の低迷によって，漁業所得は減少傾向にある。これが漁業の後継者不足に拍車をかけ，漁村の活力低下が懸念されている。

このような背景から，今年度（2000年度）の漁協信用事業アンケートにおいては，従来の貯金や貸出金の動向に加えて，漁業後継者や漁協婦人部（以下「婦人部」という）等に関する設問を付け加えた。本稿では，この調査結果を用いて，漁協の行っている地域活性化策の一部を，ヒアリング調査の結果を交えながら，紹介することにしたい。

なお，本稿は，(財)農村金融研究会が作成した報告書をもとにして，農林中金総合研究所が取りまとめたものである。

1．アンケートの概要

漁協信用事業アンケートは，全国の漁協と信漁連の協力を得て，農林中央金庫水産部，農林中金総合研究所，および(財)農村金融研究会が共同で毎年実施しているものである。調査対象は，全国の沿海地区漁協の中から，地域分布等を考慮して選定された97組合である。(注1)

（注1） 本稿では，このうち著しく規模の大きな４組合を除いた93組合について，集計と分析を行った。

2．回答漁協の概況

最初に，回答組合の概況を確認しておこう（対象漁協の数字はいずれも2000年３月末現在）。平均組合員数は443.5人（全国平均266.1人(注2)，以下同じ），うち正組合員数は253.3人である。また，正組合員世帯数は214.5戸であり，このうち専業的漁家数は151.1戸で，前者に占める後者の比率は70.5%となっている。また，平均職員数は17.6人(9.6人)，貯貸率は30.5%（33.1%）である。

貯金についてみると，2000年３月末の１組合当たりの貯金残高は，前年比1.0%減の24.5億円（16.1億円）であった。これは貯金の約７割を占める定期性貯金が減少したことによるものである。

次に，貸出金についてみると，１組合当たりの貸出金残高（制度資金を含む）は，前年比2.1%減の6.7億円（5.3億円）であり，これは，貸出金全体において，各々約３割を占める漁業運転資金と制度資金の減少による影響が大きい。

（注2） 全国漁協の数値は，全国漁業協同組合連合会『平成10年度漁業協同組合統計表』1999年 による。

３．漁協に対する組合員からの相談内容

組合員が日常抱えている問題を把握するために，窓口における組合員との会話で話題となっていることの内容を尋ねた（複数回答）。そこでは，「水揚げ等の漁業に関する話題」が96.8%で最も高く，次いで，「世間話」74.2%，「貯金金利に関すること」45.2%という回答状況であった（第１図）。

これとは別に，漁業経営上の問題に関して組合員から相談を受けたことがあるか否かについて尋ねると，35.5%の組合が「ある」と回答した。１組合当たり年間37.2人から相談を受けており，この数は正組合員数の14.7%に当たる。主な相談内容としては，運転資金等の資金の借入，後継者問題，設備投資計画，パソコンを使用した経営管理，漁船の更新，養殖技術の情報等の多岐にわたる内容があげられていた。

第1図　組合員からの相談内容（複数回答）

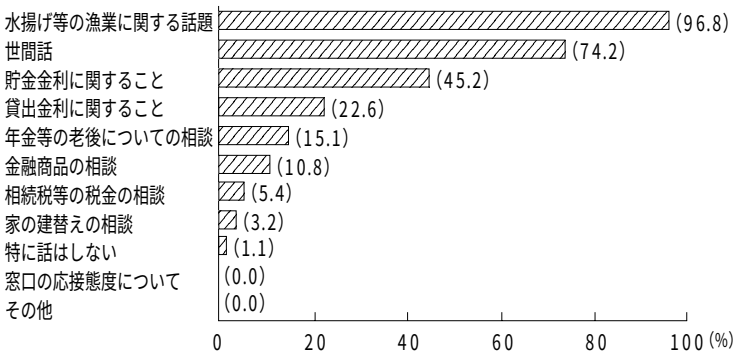

４．組合員後継者の育成状況

(1)　正組合員の年齢構成

組合員からの漁業経営についての相談内容が示すように，近年，漁業の後継者不足が顕在化しつつある。調査結果によると，正組合員の平均年齢は58.7歳（単純平均）であり，その年齢構成は，「10～30歳代」8.1%，「40～50歳代」37.7%，「60歳以上」54.2%と，高齢者の比率が高いものとなっている（第１表）。

各組合の年間水揚高を正組合員数で除した一人当たり水揚高別に平均年齢をみると，それは1,500～2,000万円未満の組合において55.0歳と最も低く，年齢構成は「10～30歳代」14.0%，「40～50歳代」46.3%，「60歳以上」39.6%となっている。一方，

第1表　正組合員一人当たり水揚高別にみた正組合員の平均年齢と年齢構成

（単位　人，%）

	正組合員平均年齢（歳）	正組合員数				年齢構成			
		10～30歳代	40～50歳代	60歳以上	計	10～30歳代	40～50歳代	60歳以上	計
全　体	58.7	19.5	90.7	130.4	240.6	8.1	37.7	54.2	100.0
500万円未満	61.5	12.8	79.5	159.0	251.2	5.1	31.6	63.3	100.0
500～1,000万円未満	57.6	21.6	97.8	120.1	239.5	9.0	40.9	50.1	100.0
1,000～1,500万円未満	57.8	26.4	90.0	135.6	252.0	10.5	35.7	53.8	100.0
1,500～2,000万円未満	55.0	26.2	86.3	73.8	186.3	14.0	46.3	39.6	100.0
2,000万円以上	57.3	18.0	106.6	102.6	227.1	7.9	46.9	45.2	100.0

平均年齢が最も高い組合は,500万円未満の組合であり，それは61.5歳，年齢構成は，各々，5.1%，31.6%，63.3%となっている。正組合員一人当たりの水揚高の低い組合において，高齢化がより進んでいることがわかる。

(2) 後継者育成の状況とその対策

それでは，正組合員の年齢が高齢化している一方で，漁業後継者は育成されているのだろうか。調査結果によると，１組合当たり平均後継者数は39.7人であり，これは専業的漁家数の26.4%，正組合員数の16.7%に相当する。

漁業経営の後継者育成状況を把握するために，後継者数／専業的漁家数比率を，各組合の年間水揚高を専業的漁家数で除した１戸当たり水揚高との関係でみてみよう(第２図)。専業的漁家１戸当たり水揚高500万円未満の組合におけるその比率は22.1%であるのに対して,2,000万円以上の組合のそれは38.1%となっており，１戸当たり水揚高が高い組合ほど，後継者数／専業的漁家数比率も高いという結果となっている。

第2図　専業的漁家1戸当たり水揚高と後継者の有無

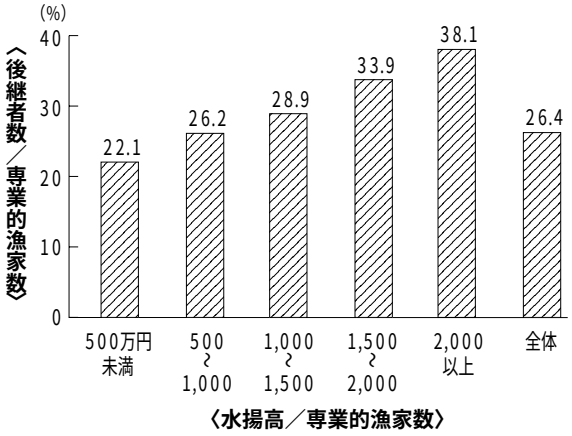

また，ヒアリング結果によれば，養殖業と漁船漁業を主とするある組合においては，前者の収入が比較的安定しているために，後継者は比較的順調に育っているものの，後者においては漁獲高の変動が激しく，収入が安定しないことにより，後継者不足が深刻なものになっている。

さらに,『第10次漁業センサス結果概要』から，沿岸漁業の全国的傾向をみると，後継者を有する個人経営体の比率は，海面養殖業のそれが23.8%であるのに対して，漁船漁業等のそれは11.0%と，後者は前者の約２分の１の水準にすぎない。(注3)

これらは，後継者育成の成否には，所得の高低に加えて，その安定性という要因も関係していることを示唆している。

後継者問題に対して，現在，漁協が講じている対策を尋ねたところ，①後継者への奨励金等の制度的支援，②青壮年部の活動に対する支援，③観光漁業や直販所の開設等をはじめとする増収のための体制作り，④後継者を対象とした講習会・研修会の実施，に関するものが多くあげられていた。

とくに山口県において,「ニュー・フィッシャーマン確保育成事業」と称して，若手がベテラン漁師のもとで漁業技術を習得するという漁業技術研修制度を実施していることが注目される。

また，現在は実施していないものの，問題解決に効果があると思われる対策につい

て主な回答をみると，漁業者退職金制度や漁業後継者育成資金等の現在の振興策のより強力な推進,水揚げの安定化につながる施設規模の拡大等のアイデアが示されていた。

（注3） 農林水産省統計情報部『第10次漁業センサス結果概要』1999年による。

５．漁協が行っている地域活性化策

水揚高減少，後継者不足といった漁村の引き潮傾向に歯止めをかけるべく，多くの漁協がその活性化策を積極的に行っている。調査結果によると，全体の93.5%が，地域振興のためのイベントを実施したり，それに資する施設等への出資を行っていた。最も多かった回答は「地域の祭事等への協賛」(58.1%)であり，次いで「行政との共催による行事・イベント」(55.9%)，「漁協主催の行事・イベント」(44.1%)となっている（複数回答)。

ことに「漁協主催の行事・イベント」と回答しているということは，主催しているという点で，その漁協が地域振興に積極的であることを意味している。この回答率を婦人部との関係でみると，婦人部を有する組合のそれは51.3%であり，それを持たない組合の18.2%に比して，圧倒的に高い。さらに，部員数別にみると，50名未満31.3%,50～100名未満51.7%,100名以上61.3%と，それが増えるほど回答率が高まる傾向がみられる。これは，婦人部が人員を拠出することにより，地域振興の行事・イベント等の実行が容易となることを示唆している。

また，今後取り組む予定の地域活性化策としては，ブランドの確立，婦人部直営店の営業,地場産品のPR活動といった地元でとれる水産物の宣伝やそのブランド化への取組み，および海浜公園の開設やレクリェーション施設の充実といった観光事業への取組み等に関するものがあげられていた。

さらに,「地域活性化のために必要な条件は何か」の問いに対しては，水揚げ増加策，漁業者の収入安定策，住宅問題に対する行政の関与，特産品の創造や漁村と都市との交流の機会の増大，等の意見が提示されていた。

６．漁協婦人部活動の現状とその課題

(1) 婦人部の概況

次に，漁村活性化において中核的存在の一つとなっている婦人部活動の現状とその課題を確認しておこう。

分析対象の93組合のうち，80組合(全体の86.0%) が婦人部を有している。このうち，「婦人部が単独で活動」しているケースは52組合(婦人部を有する組合に占める比率は65.0%)であった。また，「地域婦人部と合同で活動」しているケースは27組合（33.8%)，「その他」は１組合（1.3%）であった。

１組合当たりの婦人部員数は145.1人である（組織率の一つの指標とみなすことので

第3図　婦人部の貯蓄推進以外の活動内容（複数回答）

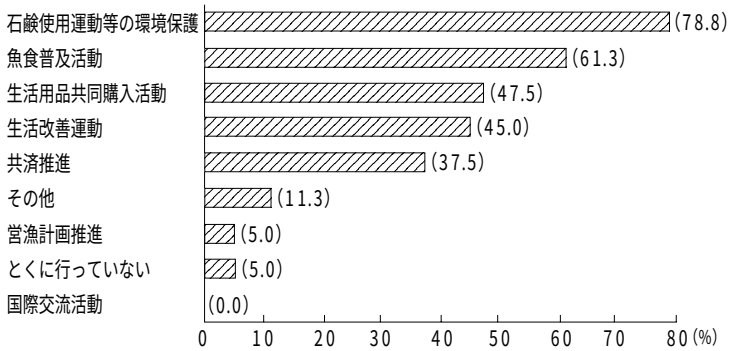

(注)　回答組合数＝８０

きる婦人部員数／正組合員数比率は58.7%)。その平均年齢（単純平均）は54.9歳であり，前述した正組合員のそれとほぼ同水準にある。

次に，その主たる設立目的である貯金推進以外に，婦人部が行っている活動をみると，①「石鹸使用運動等の環境保護」78.8%，②「魚食普及活動」52.7%，③「生活用品共同購入活動」40.9%，の順で多くなっている（第３図)。

①「環境保護」は，近年の漁獲量減少への対策として，漁場の清浄化によって，水産資源を保護することを意図している。

②「魚食普及活動」は，魚類の料理教室や小学生親子との魚類を介した交流等を通じて，その消費量の拡大を図ろうというものである。これは，魚類消費量の伸び悩みが魚価低迷の一つの要因となっていることへの対策と言えよう。

換言すれば，①は供給面から，②は需要面から，婦人部が漁業を支援する試みであると表現できる。

また，ヒアリングによると，ある組合では，その他の活動の資金を確保するために，生活用品共同購入活動が不可欠であるという。

なお，「その他」として，一人暮らし老人への食事会，他の婦人部との交流会，チャリティーバザー，町の祭典への参加，青年部との共同での地曳網イベント，地域の清掃等をあげる組合もあったことを付け加えておきたい。

(2)　婦人部に対する組合の評価

ところで，前述した婦人部の活動を組合はどのように評価しているのだろうか。婦人部に対する評価を５段階（５＝最高，１＝最低）で尋ねた（第４図)。回答のうち，肯定意見を表す４以上の回答率をみると，「漁協活動全体への貢献度」のそれは47.6%となっており，ことに「貯金推進への貢献度」

第4図　婦人部に対する組合の評価（5段階）

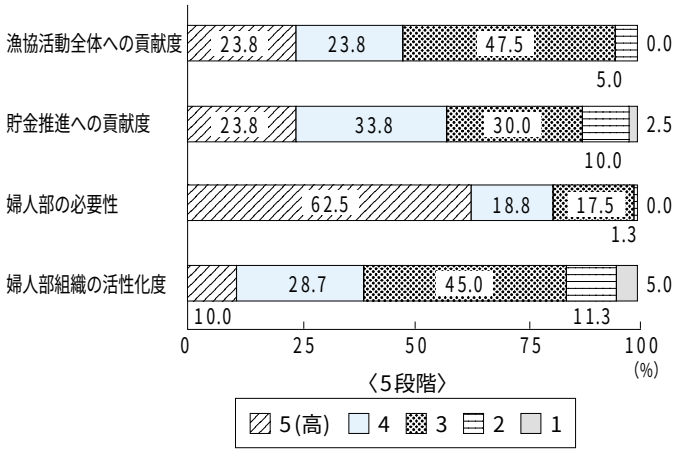

のそれは57.6%と高く評価されている。注目すべきは，この結果，「婦人部の必要性」のそれが81.3%に達していることであり，これは婦人部に対する期待の大きさを示しているものと言えよう。

もっとも，もう一つの「婦人部組織の活性化度」では４以上が38.7%と他の設問に比して低くなっており，期待が大きいだけに，それをいかに活性化していくかが課題となっていることが示唆される。

おわりに

これまで，調査結果を用いて，漁業の後継者問題や漁協の行っている地域活性化活動，および婦人部の活動を紹介してきた。ここから，多くの組合において，後継者不足が生じるなど引き潮傾向が顕著であったものの，漁協が行事・イベント等を通じて活性化を図っており，これに婦人部の活動が少なからず関与していることが明らかとなった。

婦人部については，昨年度（1999年度）の調査結果から，漁協の貯金推進において，農協に比して渉外担当者数が少ないという問題があるものの，婦人部の活動がそれを補っていることが明らかにされた。(注4) これに加えて，今年度の調査からは，漁業そのものについても，婦人部が需給両面からサポートしていることが示された。

現在，漁業や漁村が直面している経営条件は，必ずしも順風といえるものではない。このような状況にあればあるほど，それらを支援する漁協や婦人部の果たす役割はますます重要になるものと考えられる。そして，それらの積極的な支援活動をみるとき，現在の諸状況をすべて否定的にとらえる必要性は少ないように思われる。

（注4） 内田多喜生「漁協信用事業の近況と推進活動における現状と課題」本誌2000年２月号14〜24頁。

（尾高恵美・おだかめぐみ**）**

統　計　資　料

目　　次

1．農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(45)
2．農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(45)
3．農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(45)
4．農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(46)
5．信用農業協同組合連合会　主要勘定……(46)
6．農業協同組合　主要勘定……(46)
7．信用漁業協同組合連合会　主要勘定……(48)
8．漁業協同組合　主要勘定……(48)
9．金融機関別預貯金残高……(49)
10．金融機関別貸出金残高……(50)

〈特別掲載（2000年９月末数値）〉
11．信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高……(51)
12．農業協同組合都道府県別主要勘定残高……(52)
13．信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高……(53)
14．漁業協同組合都道府県別主要勘定残高……(54)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ　03（3243）7351
ＦＡＸ　03（3246）1984

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1．数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2．表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
1995. 11	**31,112,859**	**9,125,674**	**5,120,552**	**7,021,479**	**15,913,031**	**14,917,282**	**7,507,293**	**45,359,085**
1996. 11	**29,011,838**	**9,330,915**	**4,870,013**	**4,881,981**	**12,549,887**	**15,466,296**	**10,314,602**	**43,212,766**
1997. 11	**29,999,034**	**8,345,132**	**6,911,796**	**4,296,237**	**11,151,754**	**16,563,862**	**13,244,109**	**45,255,962**
1998. 11	**26,371,260**	**7,437,001**	**14,603,827**	**4,126,906**	**11,099,131**	**14,614,121**	**18,571,930**	**48,412,088**
1999. 11	**31,430,834**	**7,182,019**	**12,812,415**	**4,240,974**	**14,846,924**	**20,756,709**	**11,580,661**	**51,425,268**
2000. 6	34,956,418	6,802,324	8,972,187	1,682,681	17,895,237	21,164,743	9,988,268	50,730,929
7	34,393,774	6,742,441	8,725,569	1,243,789	17,778,513	21,668,597	9,170,885	49,861,784
8	33,178,429	6,720,085	9,077,391	1,054,451	18,685,362	21,215,331	8,020,761	48,975,905
9	32,710,622	6,681,118	10,469,972	900,268	19,125,774	21,933,178	7,902,492	49,861,712
10	32,455,626	6,642,694	10,681,247	971,213	19,288,497	22,326,256	7,193,601	49,779,567
11	32,303,947	6,614,189	12,014,896	1,411,189	19,709,813	22,961,796	6,850,234	50,933,032

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2000 年 11 月 末 現 在　　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	28,163,432	1,085	128,549	268	212,262	-	28,505,597
水産団体	1,160,971	12	8,374	15	13,658	-	1,183,029
森林団体	2,728	-	1,863	11	582	-	5,184
その他出資団体	10,829	-	1,187	-	547	-	12,564
出資団体計	29,337,960	1,097	139,973	294	227,049	-	29,706,373
非出資団体計	672,228	177,214	292,325	151,804	1,290,404	13,600	2,597,574
合計	**30,010,187**	**178,311**	**432,298**	**152,098**	**1,517,454**	**13,600**	**32,303,947**

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2000 年 11 月 末 現 在　　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	87,111	1,083,618	7,244	6	1,177,980
	開拓団体	2,201	856	-	-	3,057
	水産団体	92,652	56,592	40,613	-	189,858
	森林団体	19,275	19,906	3,027	280	42,488
	その他出資団体	-	112	160	-	272
	出資団体小計	201,241	1,161,084	51,044	286	1,413,656
	その他系統団体等小計	260,362	49,133	204,112	1,106	514,713
	計	461,603	1,210,217	255,156	1,392	1,928,369
関連産業		2,781,055	390,261	2,974,798	99,272	6,245,386
その他		4,660,171	9,874,910	252,961	-	14,788,041
合計		**7,902,829**	**11,475,388**	**3,482,915**	**100,664**	**22,961,796**

4. 農　林　中　央　金

（貸　　方）

年月末	預金 当座性	預金 定期性	預金 計	譲渡性預金	発行債券
2000. 6	4,151,465	30,804,953	34,956,418	2,500	6,802,324
7	3,575,096	30,818,678	34,393,774	7,130	6,742,441
8	2,457,902	30,720,527	33,178,429	71,060	6,720,085
9	2,318,374	30,392,248	32,710,622	71,010	6,681,118
10	2,195,928	30,259,698	32,455,626	72,860	6,642,694
11	2,289,207	30,014,740	32,303,947	87,340	6,614,189
1999. 11	2,273,529	29,157,305	31,430,834	-	7,182,019

（借　　方）

年月末	現金	預け金	有価証券 計	有価証券 うち国債	商品有価証券	買入手形	手形貸付
2000. 6	75,642	1,607,037	17,895,237	6,473,608	171,492	-	11,423,241
7	85,177	1,158,610	17,778,513	6,146,045	30,075	-	11,739,624
8	105,566	948,884	18,685,362	6,479,993	120,108	-	11,314,106
9	192,020	708,248	19,125,774	6,889,485	261,990	-	11,921,412
10	70,525	900,688	19,288,497	6,535,812	479,563	50,900	11,660,225
11	104,766	1,306,422	19,709,813	6,587,471	420,118	-	11,475,388
1999. 11	141,971	4,099,002	14,846,924	5,243,812	14,605	-	10,202,610

（注）１．単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。　２．預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
３．預金のうち定期性は定期預金。　４．62年11月以降は科目変更のため預金のうち公金の表示は廃止。
５．借用金は借入金・再割引手形。　６．1985年５月からコールマネーは借用金から，コールローンは貸出金から分離，商品有価証券を新設。

5. 信　用　農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 計	貯金 うち定期性	譲渡性貯金	借入金	出資金
2000. 6	48,797,850	46,757,681	92,410	10,992	948,823
7	48,527,829	46,662,635	95,110	15,988	970,231
8	48,473,626	46,519,012	80,150	15,986	975,291
9	47,982,979	46,283,730	75,800	15,982	975,583
10	48,213,025	46,316,400	68,700	15,985	975,633
11	48,236,768	46,097,859	91,790	15,949	975,657
1999. 11	47,508,448	45,655,006	167,760	7,045	924,571

（注）１．貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。　２．出資金には回転出資金を含む。
３．1994年４月以降,コールローンを金融機関貸付金から分離。

6. 農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 当座性	貯金 定期性	貯金 計	借入金 計	借入金 うち信用借入金
2000. 5	15,624,229	54,927,028	70,551,257	991,649	783,280
6	15,943,184	55,688,442	71,631,626	917,586	708,940
7	15,532,889	55,829,203	71,362,092	951,007	744,467
8	15,629,614	55,758,241	71,387,855	952,468	745,681
9	15,711,288	55,423,627	71,134,915	972,891	763,117
10	16,069,422	55,304,603	71,374,025	906,893	698,350
1999. 10	15,425,462	54,582,366	70,007,828	973,720	750,989

（注）１．貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。　２．貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
３．借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。
４．有価証券の内訳は電算機処理の関係上、明示されない県があるので「うち国債」の金額には、この県分が含まれない。

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	食糧代金受託金・受託金	資本金	その他	貸方合計
485,214	3,719,048	1,124,999	3,640,426	50,730,929
579,169	3,396,548	1,124,999	3,617,723	49,861,784
91,557	3,516,831	1,124,999	4,272,944	48,975,905
710,179	2,870,617	1,124,999	5,693,167	49,861,712
981,343	3,576,010	1,124,999	4,926,035	49,779,567
610,355	4,034,467	1,124,999	6,157,735	50,933,032
1,080,514	2,931,998	1,124,999	7,674,904	51,425,268

貸出金				コールローン	食糧代金概算払金	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計				
6,214,441	3,415,372	111,688	21,164,743	3,175,314	24	6,641,440	50,730,929
6,391,744	3,430,889	106,339	21,668,597	2,829,501	44	6,311,267	49,861,784
6,388,399	3,410,825	102,000	21,215,331	2,375,483	-	5,525,171	48,975,905
6,473,566	3,425,828	112,370	21,933,178	2,261,127	7,803	5,371,572	49,861,712
7,117,709	3,451,357	96,965	22,326,256	2,156,972	616	4,505,550	49,779,567
7,902,828	3,482,915	100,664	22,961,796	2,046,110	268	4,383,739	50,933,032
6,559,179	3,874,802	120,117	20,756,709	3,573,037	-	7,993,020	54,425,268

合連合会主要勘定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
43,491	32,392,547	32,041,333	-	484,015	11,377,614	5,814,215	577,758
54,437	31,910,123	31,585,080	-	482,413	11,508,674	5,903,756	574,757
49,379	31,858,637	31,514,494	20,000	481,913	11,440,720	5,977,297	574,757
52,647	31,031,207	30,669,119	25,000	480,575	11,782,233	5,966,411	567,127
52,802	31,389,629	31,029,725	17,000	481,529	11,786,454	5,813,467	569,144
53,905	31,711,122	31,311,143	65,000	484,315	11,484,143	5,793,683	571,029
60,721	30,650,205	29,956,084	32,000	518,183	11,303,622	6,195,835	603,791

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち農林公庫貸付金	
341,551	45,848,572	45,343,249	4,034,612	1,200,359	22,041,136	489,015	1,420
336,213	46,977,634	46,481,126	4,006,717	1,171,463	22,028,792	486,130	1,420
349,931	46,650,587	46,181,569	4,103,436	1,218,526	22,085,173	483,982	1,399
328,791	46,578,044	46,125,986	4,204,053	1,245,925	22,146,428	485,392	1,393
320,872	46,147,425	45,701,398	4,357,888	1,363,064	22,160,772	481,795	1,384
328,838	46,394,505	45,979,350	4,339,106	1,321,138	22,055,582	474,215	1,370
298,569	45,524,603	44,971,788	4,396,047	1,350,260	21,986,106	513,810	1,557

7．信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2000．8	2,372,735	1,949,375	56,068	50,549	8,328	1,403,663	1,364,688	221,065	852,961
9	2,350,133	1,932,391	56,064	50,574	8,328	1,384,992	1,352,691	222,835	849,153
10	2,407,104	1,963,152	56,050	50,762	9,797	1,436,183	1,399,086	225,566	850,490
11	2,364,866	1,933,133	55,905	50,794	8,769	1,402,531	1,370,757	225,565	841,734
1999．11	2,334,332	1,904,674	53,787	49,491	7,538	1,351,631	1,298,239	221,427	869,166

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8．漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち農林公庫資金	
2000．6	1,395,452	949,377	454,358	334,286	162,287	7,330	1,258,969	1,184,792	21,819	538,445	22,451	845
7	1,385,310	945,698	456,273	336,640	162,250	8,133	1,245,567	1,175,963	21,705	539,884	22,186	842
8	1,387,389	946,186	457,623	338,919	162,478	7,589	1,238,660	1,169,907	21,564	542,652	21,898	842
9	1,387,383	943,549	461,929	340,037	162,479	7,337	1,242,661	1,171,981	22,085	543,121	21,888	840
1999．9	1,419,750	1,029,490	502,892	382,302	162,550	7,688	1,253,553	1,178,667	22,517	600,048	29,175	909

（注） 1．水加工協を含む。 2．貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3．借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	**1997. 3**	**676,963**	**472,553**	**2,144,063**	**1,687,316**	**612,651**	**977,319**	**221,668**	**2,248,872**
	1998. 3	**684,388**	**468,215**	**2,140,824**	**1,690,728**	**606,607**	**984,364**	**213,530**	**2,405,460**
	1999. 3	**689,963**	**469,363**	**2,082,600**	**1,715,548**	**631,398**	**1,005,730**	**202,043**	**2,525,867**
	1999. 11	698,360	475,084	2,211,891	1,732,228	600,530	1,019,475	194,974	2,572,271
	12	710,152	481,652	2,197,206	1,740,547	608,845	1,035,177	196,976	2,596,531
	2000. 1	701,521	479,326	2,221,008	1,706,580	597,467	1,020,159	194,400	2,597,852
	2	703,399	479,070	2,158,113	1,717,166	597,252	1,022,594	193,923	2,603,026
	3	702,556	480,740	2,090,975	1,742,961	598,696	1,020,359	191,966	2,599,702
	4	706,435	476,696	2,220,559	1,788,167	581,701	1,032,929	193,452	P 2,593,313
	5	705,513	477,281	2,262,799	1,779,834	576,219	1,027,070	191,722	P 2,583,749
	6	716,316	487,979	2,230,777	1,802,276	579,731	1,036,078	193,145	P 2,595,845
	7	713,621	485,278	2,189,521	1,782,655	575,446	1,032,267	192,202	P 2,590,792
	8	713,879	484,736	2,067,818	1,771,264	572,058	1,032,133	192,236	P 2,592,438
	9	711,349	479,830	2,106,502	1,778,150	P 577,486	1,035,706	P 192,543	P 2,582,469
	10	713,740	482,130	(P1,993,811)	(P1,743,322)	P 568,301	P 1,030,454	P 190,572	P 2,577,603
	11	P 712,814	482,368	(P2,035,780)	(P1,764,806)	P 572,419	P 1,030,332	P 190,053	P 2,550,975
前年同月比増減率	**1997. 3**	**0.2**	**△2.4**	**△2.5**	**0.6**	**△0.2**	**1.6**	**△2.5**	**5.4**
	1998. 3	**1.1**	**△0.9**	**△0.2**	**0.2**	**△1.0**	**0.7**	**△3.7**	**7.0**
	1999. 3	**0.8**	**0.2**	**△2.7**	**1.5**	**4.1**	**2.2**	**△5.4**	**5.0**
	1999. 11	1.8	1.6	4.4	2.1	△4.0	1.9	△5.0	3.5
	12	1.5	1.5	3.5	1.2	△4.8	1.1	△5.0	3.1
	2000. 1	1.8	2.7	6.1	1.1	△4.8	1.1	△5.1	3.0
	2	1.7	2.2	2.4	1.0	△5.7	1.1	△5.1	2.8
	3	1.8	2.4	0.4	1.6	△5.2	1.5	△5.0	2.9
	4	2.2	0.4	3.5	3.5	△8.0	1.8	△4.4	P 2.2
	5	2.1	△0.6	3.1	2.4	△8.3	1.1	△4.4	P 1.7
	6	2.1	△0.4	1.8	2.4	△7.1	1.0	△3.6	P 1.4
	7	2.1	△0.5	0.0	2.4	△6.9	0.5	△3.7	P 1.1
	8	2.1	△0.8	△5.3	2.5	△6.2	0.8	△2.9	P 1.0
	9	2.2	△1.4	△3.2	3.2	P △5.2	1.4	P △2.5	P 0.6
	10	2.0	0.7	(P △9.6)	(P 1.6)	P △5.7	P 0.7	P △3.1	P 0.0
	11	P 2.1	1.5	(P △8.0)	(P 1.9)	P △4.7	P 1.1	P △2.5	P △0.8
発表機関		農林中金業務開発部		全国銀行協会金融調査部			信金中央金庫総合研究所	全信組中央協会	郵政省貯金局

（注） 1．農協，信農連以外は日銀『金融経済統計月報』による。
2．全銀および信金には，オフショア勘定を含む。
3．都銀及び地銀残高の速報値（P）は，オフショア勘定を含まない。そのため、前年比増減率（P）は、オフショア勘定を含むもの(前年)と含まないもの(速報値)の比較となっている。

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	**1997. 3**	**199,493**	**59,545**	**2,140,890**	**1,359,955**	**532,803**	**702,014**	**172,721**	**10,756**
	1998. 3	**208,280**	**61,897**	**2,123,038**	**1,380,268**	**525,217**	**704,080**	**168,221**	**10,010**
	1999. 3	**214,613**	**60,420**	**2,093,507**	**1,382,200**	**527,146**	**712,060**	**154,204**	**9,775**
	1999. 11	214,782	57,133	2,101,473	1,333,982	508,021	700,389	145,076	10,333
	12	214,618	57,230	2,136,238	1,365,497	515,614	710,716	145,733	9,283
	2000. 1	213,369	56,807	2,113,001	1,343,977	507,625	699,471	144,119	9,312
	2	214,082	56,918	2,117,158	1,346,816	505,998	696,977	143,549	9,435
	3	215,586	54,850	2,128,088	1,340,546	505,678	687,292	142,433	9,781
	4	215,230	53,618	2,092,943	1,349,354	483,966	684,532	141,747	P 9,571
	5	215,044	53,804	2,077,253	1,325,300	477,552	676,278	140,470	P 9,832
	6	214,937	53,382	2,086,210	1,327,250	477,525	675,145	139,959	P 9,343
	7	215,400	54,308	2,086,864	1,333,266	478,776	675,808	139,879	P 9,214
	8	216,008	55,043	2,087,776	1,336,162	476,416	675,277	138,874	P 9,219
	9	216,166	54,921	2,124,905	1,346,979	P 481,188	681,948	P 139,365	P 9,448
	10	215,188	53,372	P 2,107,904	P 1,335,361	P 474,818	P 675,345	P 138,095	P 9,358
	11	P 215,396	53,155	P 2,116,308	P 1,337,994	P 476,187	P 675,230	P 137,993	P 9,352
前年同月比増減率	**1997. 3**	**5.1**	**△35.4**	**△1.2**	**0.5**	**0.3**	**0.4**	**△7.5**	**△4.1**
	1998. 3	**4.4**	**3.9**	**△0.8**	**1.5**	**△1.4**	**0.3**	**△2.6**	**△6.9**
	1999. 3	**3.0**	**△2.4**	**△1.4**	**0.1**	**0.4**	**1.1**	**△8.3**	**△2.3**
	1999. 11	1.6	△6.2	△2.9	△2.3	△4.2	△1.4	△9.6	△0.8
	12	1.4	△6.0	△3.0	△2.6	△5.0	△2.4	△9.7	0.5
	2000. 1	1.3	△6.1	△4.1	△3.4	△5.6	△3.1	△9.5	0.9
	2	1.0	△5.9	△3.7	△3.1	△5.7	△3.3	△9.1	1.6
	3	0.5	△9.2	1.7	△3.0	△4.1	△3.5	△7.6	0.1
	4	0.6	△9.1	△0.8	△1.1	△7.0	△3.1	△7.3	P △1.8
	5	1.1	△8.7	△1.3	△1.0	△7.3	△3.6	△6.1	P △2.1
	6	1.2	△8.2	△1.1	△0.5	△7.1	△3.6	△5.6	P △3.7
	7	1.0	△7.4	△1.6	△0.7	△7.3	△4.3	△5.8	P △1.7
	8	0.9	△6.8	△1.1	0.1	△7.1	△3.6	△4.8	P △2.9
	9	0.8	△7.2	1.1	0.7	P △6.2	△3.0	P △4.6	P △4.5
	10	0.4	△7.4	P 0.5	P △0.3	P △7.1	P △4.0	P △5.2	P △5.5
	11	P 0.3	△7.0	P 0.7	P 0.3	P △6.3	P △3.6	P △4.9	P △9.5
発表機関		農林中金業務開発部		全国銀行協会金融調査部			信金中央金庫総合研究所	全信組中央協会	郵政省貯金局

（注） 1．表9（注）1，2，3に同じ。郵便局は、「郵政行政統計年報」による。
2．貸出金には金融機関貸付金，コールローンを含まない。ただし，信農連の貸出は住専会社貸付金を含む。また，都市銀行の速報値は金融機関貸付金を含む。

11．信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2000年９月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	出資金	預け金	うち系統預け金	有価証券	貸出金
北海道	1,797,150	34,837	862,825	846,410	292,519	702,282
青森	263,735	4,701	156,837	156,495	57,712	43,667
岩手	512,565	15,470	296,469	296,091	101,283	124,755
宮城	489,898	14,012	411,324	410,636	5,727	84,525
秋田	312,472	14,167	219,840	219,157	53,170	48,045
山形	465,892	10,558	346,190	344,926	74,391	48,570
福島	728,087	17,197	469,427	469,150	164,757	103,627
茨城	838,814	13,846	535,743	515,610	145,723	130,113
栃木	865,518	13,549	780,963	779,052	27,436	56,829
群馬	895,056	15,765	645,384	644,931	160,365	82,390
埼玉	2,093,236	56,614	1,559,528	1,557,860	427,876	143,205
千葉	1,286,041	17,230	814,401	813,940	180,047	321,130
東京	1,358,855	22,126	930,145	930,055	450,163	44,423
神奈川	2,283,470	26,666	1,798,537	1,794,936	359,893	222,909
山梨	397,196	5,422	268,307	267,991	79,071	51,860
長野	1,929,568	12,610	879,581	879,396	741,648	353,223
新潟	1,267,023	30,206	837,907	837,866	302,839	155,573
富山	919,855	10,846	617,376	587,806	218,843	89,693
石川	694,629	17,479	461,829	461,805	185,379	68,655
福井	516,052	14,788	317,679	317,592	179,559	31,054
岐阜	1,693,483	35,577	1,260,658	1,250,408	319,212	151,445
静岡	2,428,726	61,303	1,410,742	1,376,769	774,815	306,881
愛知	3,218,436	22,255	2,140,930	2,063,821	860,511	169,803
三重	1,236,476	34,681	771,360	769,563	305,902	195,227
滋賀	784,650	14,145	565,776	525,624	150,684	67,274
京都	687,581	10,308	510,243	485,803	122,128	52,198
大阪	2,076,104	30,920	1,494,108	1,453,590	441,564	252,200
兵庫	2,894,462	49,684	1,370,380	1,368,367	1,084,970	454,407
和歌山	1,029,706	18,905	706,281	706,218	267,141	71,627
鳥取	278,296	6,437	170,297	169,229	70,719	36,159
島根	521,678	12,485	382,545	381,451	118,068	43,306
岡山	1,290,307	10,221	746,113	740,872	407,994	138,706
広島	1,422,886	6,100	1,110,629	1,108,571	248,840	60,492
山口	728,405	15,542	434,049	432,537	209,812	107,046
徳島	610,672	12,135	447,018	446,307	146,138	27,562
香川	1,263,989	9,611	533,093	532,882	801,594	37,113
愛媛	1,144,326	20,887	827,721	824,096	261,089	82,854
高知	609,868	7,019	393,998	393,979	140,500	61,911
福岡	1,140,181	15,002	690,369	683,186	285,035	165,681
佐賀	516,914	10,559	357,643	334,078	77,646	82,512
長崎	294,397	5,597	201,164	199,319	51,781	42,663
熊本	434,550	4,228	235,923	235,712	110,667	72,818
大分	341,941	6,901	230,972	227,901	70,701	42,786
宮崎	434,398	6,897	234,051	233,978	94,019	114,739
鹿児島	589,672	9,752	374,568	373,234	104,915	120,146
沖縄	395,793	5,009	220,284	219,919	47,387	102,327
合計	**47,982,979**	**810,249**	**31,031,207**	**30,669,119**	**11,782,233**	**5,966,411**
一連合会当たり平均	1,043,108	17,614	674,591	666,720	256,136	129,705

（注） 奈良は1999年10月，奈良県農協に統合。

12．農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2000年９月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	借入金	預け金	うち系統預け金	有価証券金銭の信託	貸出金	報告組合数
（北海道）	(2,442,051)	(197,920)	(1,533,103)	(1,513,892)	(37,830)	(1,018,336)	(190)
青森	456,395	15,412	250,289	240,711	9,970	147,325	50
岩手	855,250	28,749	442,137	431,267	35,308	329,344	29
宮城	879,914	29,399	470,493	456,537	39,199	373,560	31
秋田	661,026	21,293	275,820	266,816	10,928	291,607	17
山形	823,366	15,369	423,728	419,154	22,326	344,250	23
福島	1,101,985	17,873	665,758	661,695	42,406	405,622	32
（東北計）	(4,777,936)	(128,095)	(2,528,225)	(2,476,180)	(160,137)	(1,891,708)	(182)
茨城	1,151,197	13,211	780,509	766,413	67,204	304,037	40
栃木	1,317,379	6,799	825,909	807,391	171,500	336,675	15
群馬	1,210,303	12,228	845,069	842,136	75,608	304,680	34
（北関東計）	(3,678,879)	(32,238)	(2,451,487)	(2,415,940)	(314,312)	(945,392)	(89)
埼玉	2,988,076	14,486	2,006,686	1,995,065	238,114	861,521	41
千葉	2,151,248	13,570	1,253,313	1,243,313	193,730	755,633	51
東京	2,619,669	1,885	1,309,991	1,309,014	81,914	1,382,494	18
神奈川	3,993,738	2,302	2,227,113	2,226,713	180,464	1,831,523	21
（南関東計）	(11,752,731)	(32,243)	(6,797,103)	(6,774,105)	(694,222)	(4,831,171)	(131)
山梨	581,657	9,309	370,793	364,306	49,092	182,595	30
長野	2,582,726	48,605	1,679,263	1,677,714	50,394	913,733	27
（東山計）	(3,164,383)	(57,914)	(2,050,056)	(2,042,020)	(99,486)	(1,096,328)	(57)
新潟	1,914,453	22,085	1,231,718	1,227,725	125,058	576,714	64
富山	1,175,513	8,483	896,275	893,165	76,216	215,689	32
石川	931,904	8,804	661,441	655,949	45,027	258,141	24
福井	734,537	7,816	474,060	471,239	24,255	243,439	21
（北陸計）	(4,756,407)	(47,188)	(3,263,494)	(3,248,078)	(270,556)	(1,293,983)	(141)
岐阜	2,417,826	14,586	1,642,095	1,638,049	185,193	673,436	21
静岡	3,705,440	23,402	2,294,328	2,288,566	231,280	1,322,800	23
愛知	4,665,611	15,865	3,211,431	3,127,023	487,246	1,246,935	36
三重	1,740,632	12,293	1,196,186	1,193,036	206,279	344,174	19
（東海計）	(12,529,509)	(66,146)	(8,344,040)	(8,246,674)	(1,109,998)	(3,587,345)	(99)
滋賀	1,174,815	7,993	774,245	747,226	134,576	296,653	19
京都	1,028,892	7,738	679,463	672,042	87,375	281,840	18
大阪	2,948,269	10,816	2,027,407	2,004,103	191,759	818,573	29
兵庫	3,614,645	27,723	2,769,499	2,765,240	208,443	731,862	29
奈良	1,052,620	5,277	735,342	735,173	134,891	170,520	1
和歌山	1,226,900	6,289	931,489	930,994	16,631	268,296	24
（近畿計）	(11,046,141)	(65,836)	(7,917,445)	(7,854,778)	(773,675)	(2,567,744)	(120)
鳥取	487,718	20,672	276,112	274,633	62,492	114,839	5
島根	749,891	28,706	437,702	435,121	38,641	279,517	12
（山陰計）	(1,237,609)	(49,378)	(713,814)	(709,754)	(101,133)	(394,356)	(17)
岡山	1,589,607	76,432	1,254,890	1,249,510	119,229	332,397	38
広島	2,046,949	21,849	1,368,126	1,365,665	93,203	629,472	37
山口	1,074,244	10,721	698,141	689,746	159,258	242,807	16
（山陽計）	(4,710,800)	(109,002)	(3,321,157)	(3,304,921)	(371,690)	(1,204,676)	(91)
徳島	709,453	5,261	582,349	581,365	19,357	109,609	21
香川	1,340,369	11,305	1,200,004	1,198,380	1,087	175,254	3
愛媛	1,467,073	10,830	1,047,800	1,040,516	79,967	319,021	15
高知	735,884	2,999	548,005	543,178	48,713	154,811	16
（四国計）	(4,252,779)	(30,395)	(3,378,158)	(3,363,439)	(149,124)	(758,695)	(55)
福岡	1,895,871	15,225	1,094,126	1,080,083	83,681	730,287	31
佐賀	690,793	13,703	472,224	468,553	30,217	173,369	32
長崎	576,968	12,137	284,238	271,846	45,471	240,255	26
熊本	781,492	28,097	415,967	400,687	45,637	312,122	27
大分	566,634	12,074	325,939	313,463	13,030	210,617	25
（北九州計）	(4,511,758)	(81,236)	(2,592,494)	(2,534,632)	(218,036)	(1,666,650)	(141)
宮崎	620,817	35,064	364,188	360,065	28,788	239,105	13
鹿児島	976,947	17,219	549,163	480,288	25,974	340,511	30
（南九州計）	(1,597,764)	(52,283)	(913,351)	(840,353)	(54,762)	(579,616)	(43)
（沖縄）	(676,168)	(22,980)	(343,498)	(337,541)	(2,528)	(324,735)	(28)
合計	**71,134,915**	**972,854**	**46,147,425**	**45,662,307**	**4,357,489**	**22,160,735**	**1,384**
一組合当たり平均（単位千円）	51,398,060	702,929	33,343,515	32,992,996	3,148,475	16,012,092	-

13．信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2000年９月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	出資金	預け金	うち系統預け金	貸出金
北海道	515,651	7,578	289,764	285,885	162,277
青森	64,237	783	23,513	21,104	30,422
岩手	76,137	1,260	45,952	44,830	27,919
宮城	56,974	1,163	31,589	30,871	20,290
福島	22,236	320	15,863	15,705	8,590
茨城	20,290	357	13,108	12,932	8,239
千葉	90,672	1,865	41,323	39,828	36,978
東京	6,667	143	4,789	4,748	1,351
神奈川	39,728	3,448	29,296	29,157	20,281
長野	753	12	537	536	209
新潟	30,175	693	23,716	23,560	5,865
富山	35,839	615	24,671	23,602	8,908
石川	45,852	983	31,819	31,328	12,959
福井	44,244	677	28,140	26,931	14,101
静岡	130,118	3,851	51,964	49,646	69,490
愛知	67,237	1,516	48,828	46,945	17,417
三重	115,280	1,221	82,435	81,878	41,251
京都	40,031	578	13,563	13,510	24,449
兵庫	67,090	1,093	34,841	31,721	26,486
和歌山	47,405	635	34,394	34,013	11,262
鳥取	29,730	705	22,206	21,641	7,626
島根	50,569	854	28,676	27,720	16,742
広島	39,980	473	20,747	19,750	12,416
山口	73,185	9,405	42,468	42,330	30,634
徳島	32,064	399	24,561	24,329	4,700
香川	54,842	758	32,533	32,436	17,905
愛媛	107,798	1,390	57,814	56,838	53,036
高知	44,142	1,584	24,915	22,535	19,294
福岡	45,414	442	31,351	30,589	7,792
佐賀	54,195	1,001	39,110	38,937	12,282
長崎	145,508	1,207	97,575	96,029	47,294
大分	26,376	1,123	16,610	16,566	10,067
宮崎	38,302	801	27,214	26,998	13,423
鹿児島	69,829	1,210	31,618	29,923	40,442
沖縄	21,583	431	17,489	17,340	6,756
合計	**2,350,133**	**50,574**	**1,384,992**	**1,352,691**	**849,153**

14．漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2000年９月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	借入金	払込済出資金	預け金	うち系統預け金	貸出金	報告組合数
北海道	436,284	165,054	74,330	440,518	435,192	175,319	115
青森	31,412	23,452	3,419	35,646	34,946	10,098	20
岩手	28,618	2,304	3,262	22,750	20,522	7,388	8
宮城	57,496	27,960	6,626	45,008	44,024	37,503	50
秋田	4,099	876	784	2,237	1,679	1,789	4
山形	5,551	59	885	2,955	2,367	1,296	1
福島	11,901	7,612	2,051	13,690	12,034	6,707	14
茨城	2,236	1,065	336	2,474	1,869	762	3
千葉	28,714	12,007	3,830	24,957	24,012	6,531	14
東京	5,750	980	1,421	4,466	4,291	1,837	17
神奈川	29,774	7,914	2,256	28,450	22,236	6,208	13
富山	2,402	131	55	1,953	1,918	810	1
石川	15,735	3,281	1,551	14,283	12,849	5,162	8
福井	7,194	41	319	4,692	4,569	1,020	2
静岡	30,430	4,439	1,047	15,719	12,139	12,242	3
愛知	52,502	282	1,035	33,541	17,840	12,068	16
三重	17,378	12,193	1,877	10,509	9,533	15,306	15
兵庫	23,180	3,176	2,584	19,419	13,254	7,204	7
和歌山	17,306	1,389	984	14,592	12,606	3,228	14
島根	6,898	1,399	531	3,728	3,166	3,116	2
岡山	4,946	373	623	4,270	3,595	877	12
広島	839	23	109	618	611	253	2
山口	80,695	10,361	4,503	66,657	64,869	13,781	68
徳島	30,979	1,220	1,586	25,344	24,102	5,547	29
香川	23,406	5,979	1,734	18,927	18,579	9,590	16
愛媛	78,473	42,365	9,377	84,356	82,655	36,833	64
高知	38,603	21,318	2,379	25,171	22,552	36,260	45
福岡	40,132	5,171	4,454	36,554	34,969	9,863	42
佐賀	33,582	5,981	3,690	28,498	28,203	10,654	31
長崎	120,373	44,934	9,785	113,723	110,830	36,815	81
熊本	15,330	10,096	2,770	13,064	9,451	10,502	40
大分	30,834	8,923	3,179	23,745	22,756	12,655	28
宮崎	37,073	12,874	4,841	32,605	32,028	20,685	19
鹿児島	24,954	14,040	1,966	16,923	15,667	20,195	22
沖縄	12,304	2,657	2,300	10,619	10,068	3,017	14
合計	**1,387,383**	**461,929**	**162,479**	**1,242,661**	**1,171,981**	**543,121**	**840**

（注） 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により，報告から除外。